

# 府中市交通安全計画

(令和 5 年度～令和 1 2 年度)

府 中 市



## はじめに



府中市長 高野 律雄

昨今の交通環境は日々変化しておりますが、道路交通法の改正や自動ブレーキや踏み間違い防止機能を備えた、安全運転サポート車の普及をはじめとする技術の進歩など、関係機関等の取り組みにより、全国の交通事故の減少に繋がっていると捉えております。しかしながら、その一方で、子どもが犠牲となるなど、依然として悲惨な交通事故が発生しているのも事実です。

このたび、本市は、令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とする、府中市交通安全計画を策定いたしました。本計画は、市民、行政、事業者及び交通安全関係団体が互いに協働しながら、第7次府中市総合計画に掲げる「緑とともに暮らせる快適で安全に暮らせるまち」の実現に向けて交通安全対策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

本計画では、市内の交通事故発生状況等を踏まえ、7つの重視すべき視点として、「子どもの交通安全確保」、「高齢者の交通安全確保」、「社会人の安全教育の実施」、「歩行者の安全対策の推進」、「自転車の安全利用の推進」、「市道、幹線道路付近での交通安全確保」、「飲酒運転の根絶」を定め、府中警察署、府中市交通安全協会等と連携し、交通安全に対する施策に取り組んでまいります。

本計画の策定に当たりまして、ご審議をいただきました府中市交通安全対策審議会委員の皆様並びに、パブリックコメントを通じてご意見をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進に向けてご理解とご協力をお願い申し上げます。

# 目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	1
(1) 市関連計画との位置付け	1
(2) 国や都の交通安全計画との位置付け	1
3 計画の期間	2
第2章 道路交通事故の現状	3
1 交通情勢等	3
(1) 道路総延長	3
(2) 道路交通量	3
(3) 自転車利用状況	3
(4) 法改正等の現状	4
2 道路交通事故の現状	5
(1) 交通事故件数及び死傷者数	5
(2) 府中市及び近隣市の交通事故件数	6
(3) 年齢別交通事故発生状況	7
(4) 道路別交通事故発生状況	8
(5) 状態別交通事故発生状況	9
(6) 時間帯別交通事故発生状況	9
(7) 子どもの交通事故発生状況	10
(8) 高齢者の交通事故発生状況	12
(9) 社会人の交通事故発生状況	14
(10) 歩行者の交通事故発生状況	15
(11) 自転車の交通事故発生状況	17
(12) 二輪車の交通事故発生状況	19
(13) 飲酒運転による交通事故発生状況	20
(14) 地域別の交通事故発生状況	21
第3章 計画の目標	30
第4章 重視すべき視点	31
(1) 子どもの交通安全確保	31
(2) 高齢者の交通安全確保	32
(3) 社会人の安全教育の実施	33
(4) 歩行者の安全対策の推進	34
(5) 自転車の安全利用の推進	35
(6) 市道、幹線道路付近での交通安全確保	36
(7) 飲酒運転の根絶	37



<b>第5章 講じる施策</b> .....	<b>38</b>
<b>1 交通安全意識の啓発</b> .....	<b>39</b>
(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進.....	39
(2) 地域における交通安全意識の高揚.....	44
(3) 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化.....	47
<b>2 道路交通環境の整備</b> .....	<b>51</b>
(1) 安全安心な生活道路の構築.....	51
(2) 道路の整備による交通安全対策の推進.....	53
(3) 交通安全施設等整備事業の推進.....	54
(4) 交通実態に即した交通規制の実施.....	56
(5) 自転車利用環境の総合的整備.....	57
(6) 公共交通機関利用の促進.....	57
(7) 踏切の交通安全.....	58
<b>3 道路交通秩序の維持</b> .....	<b>59</b>
(1) 指導取締りの強化.....	59
(2) 駐車秩序の確立.....	60
<b>4 救助・救急体制の整備・充実</b> .....	<b>61</b>
(1) 交通救助・救護体制の充実・強化.....	61
(2) 市民に対する応急手当の普及啓発.....	61
(3) 「#7119」東京消防庁救急相談センターの利用促進及び運営体制の強化..	61
<b>5 被害者の支援</b> .....	<b>62</b>
(1) 交通事故相談業務の実施.....	62
(2) 自動車・自転車損害賠償責任保険等への加入促進.....	62
<b>6 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保</b> .....	<b>63</b>
(1) 災害に強い交通施設等の整備.....	63
(2) 災害時の交通安全確保.....	63
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>64</b>
(1) 市民.....	64
(2) 行政機関.....	64
(3) 事業者、交通関係団体、ボランティア等.....	64
(4) 取組評価の検証.....	64
<b>資料編</b> .....	<b>65</b>
<b>1 策定経過</b> .....	<b>65</b>
<b>2 府中市交通安全対策審議会</b> .....	<b>66</b>
(1) 府中市交通安全対策審議会条例.....	66
(2) 府中市交通安全対策審議会委員名簿.....	67

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画の策定趣旨

本市では、各主体（市民、行政、事業者、交通安全関連団体）がそれぞれ協働しながら交通安全対策に取り組み、交通事故の減少に努めてきました。しかし、依然として悲惨な交通事故が各地で発生しています。

今後、交通環境の変化を踏まえた実効性のある施策を、関係機関・団体と総合的かつ計画的に推進するために、府中市交通安全計画（以下「計画」といいます。）を策定します。交通安全計画とは、交通安全対策基本法に基づき策定される計画であり、市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものです。

## 2 計画の位置付け

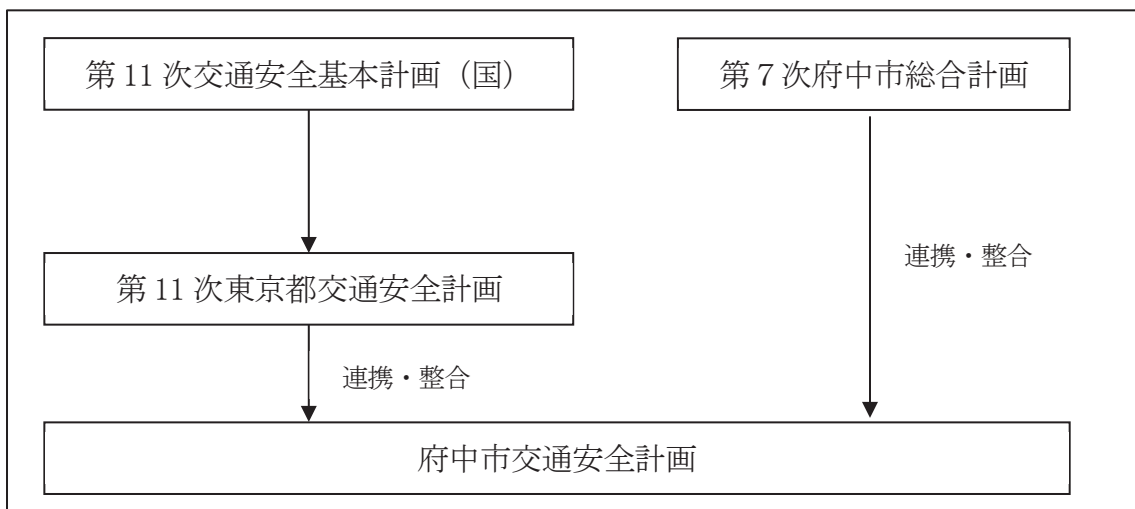
### (1) 市関連計画との位置付け

計画は、「第7次府中市総合計画」を上位計画とし、交通安全施策に関する個別計画として策定します。また、関連する計画との連携・整合を図ります。

### (2) 国や都の交通安全計画との位置付け

計画は、国の第11次交通安全基本計画及び、都の第11次交通安全計画を上位計画とし、市内の交通安全に関する計画として策定します。

図 1-1 計画の位置付け、上位計画



### 3 計画の期間

計画の計画期間は、上位計画である国や都の計画期間が5年であることや、それらの計画が令和3年度に改定されたことを踏まえ、令和5年度から令和12年度までの8年間とし、その後は国や都の計画と合わせて5年間とします。

図 1-2 計画の期間

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
国 計画	→			→						
	令和8年度改定（国・都）									
都 計画	→			→						
				令和13年度改定（国・都・市）						
市 計画	→									

## 第2章 道路交通事故の現状

### 1 交通情勢等

#### (1) 道路総延長

令和3年4月時点の市内の道路総延長は486,100メートルであり、うち市道の道路延長は435,466メートルとなっています。

(出典：東京都統計年鑑)

#### (2) 道路交通量

市内における交通量は、減少傾向となっています。

	府中市紅葉丘1丁目15番地先 (多磨霊園正門前) 【台/12時間】	府中市栄町1丁目6番地先 (栄町交番前) 【台/12時間】	府中市本宿町2丁目20番地先 (本宿交番前) 【台/12時間】
平成28年	8,178	32,301	50,963
平成30年	8,068	31,952	50,333
令和2年	7,586	31,232	49,170

※ 市内における3交差点。平日7時～19時の計測値。隔年調査

(出典：府中市統計書 令和3年版)

#### (3) 自転車利用状況

令和3年の自転車駐車場収容台数は22,100台であり、利用台数は13,052台となっています。

	自転車駐車場収容台数 【台】	総利用台数 【台/日】
令和元年	22,267	14,967
令和2年	22,285	12,364
令和3年	22,100	13,052

(出典：府中市統計書 令和3年版)

#### (4) 法改正等の現状

表 2-1 近年の道路交通法等の改正内容について

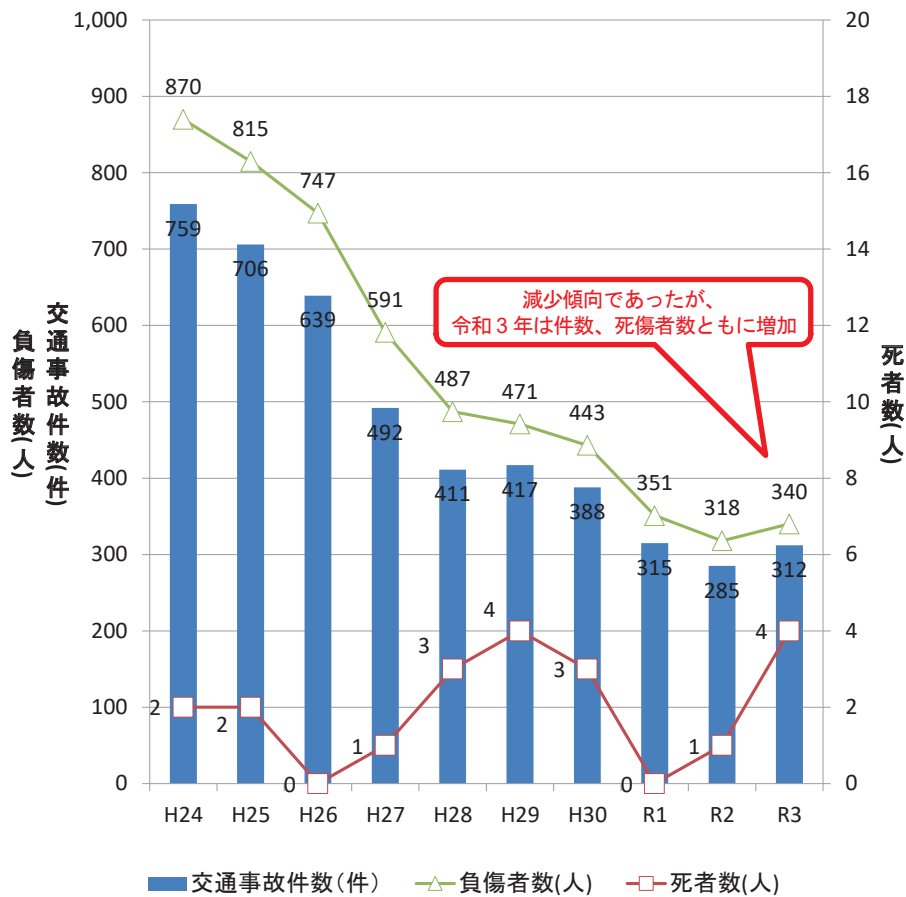
	法令改正の内容、国・都・警察庁の施策
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車活用推進法公布 自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に公布した。【国土交通省】</li> </ul>
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備 75 歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい一定の違反行為（信号無視や通行禁止違反などの 18 基準行為）をしたときには、臨時の認知機能検査を受けることが定められた。 また、臨時認知機能検査により、「認知症のおそれ」と判断された高齢運転者に、原則として臨時高齢者講習が義務化された。【警察庁】</li> <li>準中型免許の新設 普通自動車と中型自動車の間に「準中型自動車（準中型免許）」の区分が新設された。【警察庁】</li> </ul>
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備 「ながら運転」の影響による事故が発生していることへの対応【警察庁】</li> <li>未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策 未就学児を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保や高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進などへの取組が強化された。【内閣府】</li> <li>キッズ・ゾーンの創設 令和元年 5 月に発生した滋賀県大津市における、歩道を通行していた園児らの死傷事故を受け、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」を通知するとともに、地域におけるキッズ・ゾーンの設定を促進した。【内閣府・厚生労働省】</li> <li>運転免許証の再交付及び運転経歴証明書に関する規定の整備 ① 運転免許証の再交付要件の緩和 ② 運転経歴証明書の交付要件の見直し など【警察庁】</li> </ul>
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>妨害運転（「あおり運転」）に対する罰則の創設等 高速道路等で発生した悲惨な死亡事故等を契機に「あおり運転」が社会問題化したことから、罰則が創設された。【警察庁】</li> <li>高齢運転者対策の充実・強化を図るための規定の整備 高齢運転者による交通事故情勢等を踏まえて、高齢運転者対策の充実・強化が図られた。【警察庁】 ① 運転技能検査（実車試験）の導入 ② 安全運転サポート車（サポカー）限定免許の創設の検討</li> <li>自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入を義務化 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正した。【東京都】</li> <li>第二種免許等の受験資格の見直し【警察庁】</li> <li>自動車の自動運転技術の実用化に対応するための規定の整備【警察庁】</li> </ul>
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策 第 2 回交通安全対策に関する関係閣僚会議が開催され、通学路の合同点検及び対策の速やかな実施等が示された。【内閣府】</li> </ul>
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動キックボードの交通方法等に関する規定の整備 電動キックボードを「特定小型原動機付自転車」と定義し、最高速度、通行場所等を規定【警察庁】</li> </ul>

## 2 道路交通事故の現状

### (1) 交通事故件数及び死傷者数

市内の交通事故件数、死傷者数（負傷者及び死者数の合計）はともに減少傾向で推移していましたが、令和3年は増加に転じ、交通事故件数は312件、死傷者数は344人となっています。

図 2-1 市内の交通事故発生状況の推移（平成24年から令和3年まで）

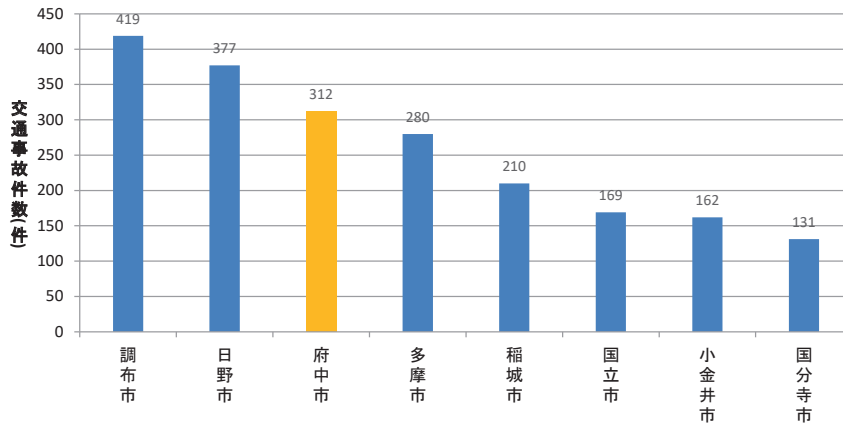


出典：府中市統計書

## (2) 府中市及び近隣市の交通事故件数

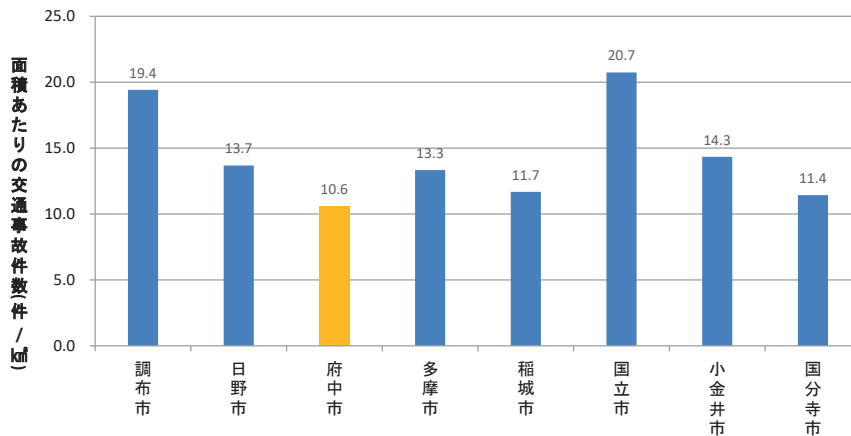
令和3年の交通事故件数は近隣市の調布市、日野市に次いで多いですが、面積1平方キロメートル当たりの交通事故件数は最も少なくなっています。

図 2-2 府中市及び近隣市の交通事故件数（令和3年）



出典：区市町村別各種事故発生状況（警視庁交通総務課）

図 2-3 府中市及び近隣市の面積1平方キロメートル当たりの交通事故件数（令和3年）

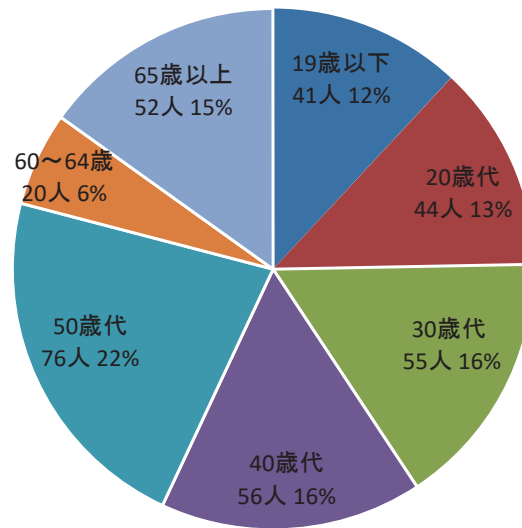


出典：区市町村別各種事故発生状況（警視庁交通総務課）  
全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）

### (3) 年齢別交通事故発生状況

年齢別に交通事故死傷者数を見ると、50歳代が76人と最も多く、次いで40歳代が56人、30歳代が55人となっています。19歳以下の若年層は41人、65歳以上の高齢者は52人が死傷しています。

図 2-4 市内の年齢別死傷者数（令和3年）



出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

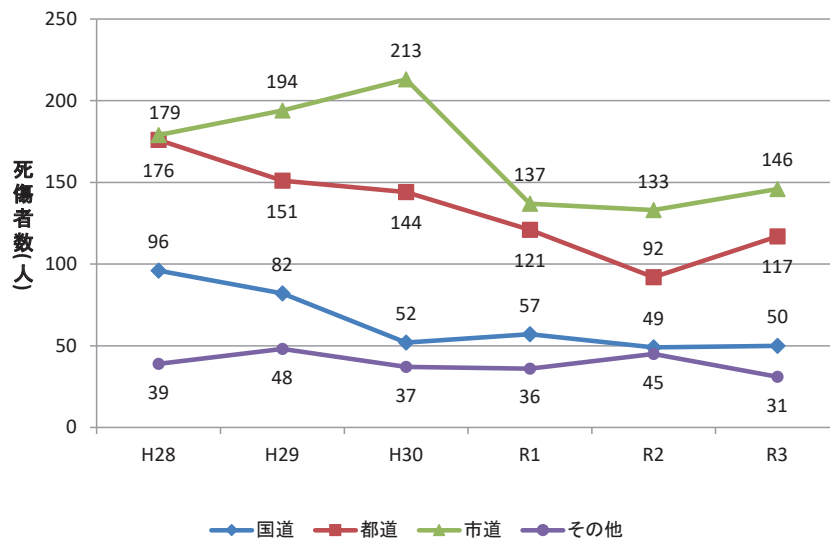


#### (4) 道路別交通事故発生状況

道路別に交通事故死傷者数を見ると、市道で死傷者数が最も多く、次いで都道となっています。

道路形状別の交通事故は、令和3年の交通事故312件のうち、交差点が146件、交差点付近が28件となっており、多くが交差点に関連する事故となっています。詳細な交通事故発生位置を見ると、市道や幹線道路の付近の交差点などにおいて交通事故が発生しています(22ページ <市内交通事故発生箇所(令和元年～令和3年)> 参照)。

図 2-5 市内の道路別死傷者数(平成28年から令和3年まで)



出典：交通事故統計表(累月報)(警視庁)

表 2-2 市内の道路形状別交通事故、死傷者数(令和3年)

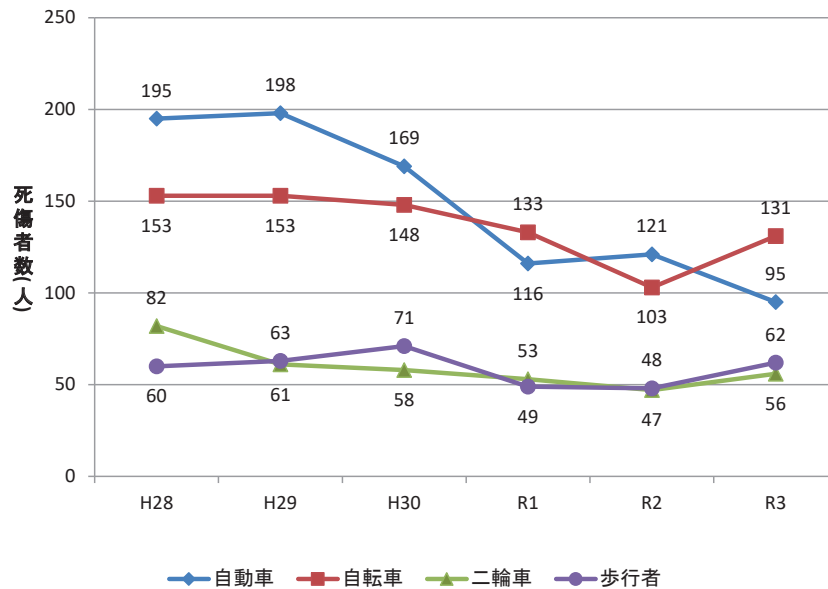
	交差点	交差点付近	単路			踏切	その他	合計
			トンネル	橋	その他			
事故件数	146	28	0	1	130	1	6	312
死者	3	0	0	0	0	1	0	4
重傷者	6	1	0	0	5	0	0	12
軽傷者	150	32	0	1	139	0	6	328

出典：交通事故統計表(累月報)(警視庁)

### (5) 状態別交通事故発生状況

状態別に交通事故死傷者数を見ると、自転車利用中の死傷者数が最も多くなっています。令和2年から令和3年の間では、特に自転車、歩行者の死傷者数が増加しています。

図 2-6 市内の状態別死傷者数（平成28年から令和3年まで）

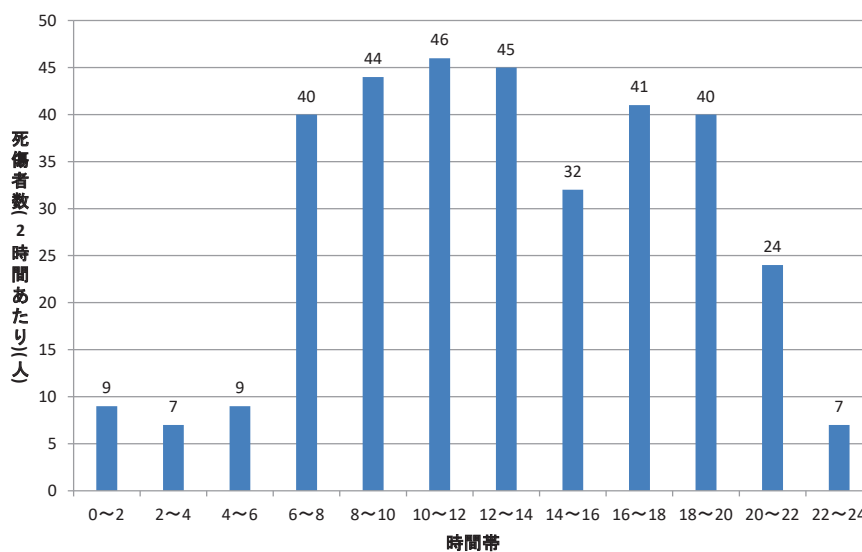


出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

### (6) 時間帯別交通事故発生状況

時間帯別に交通事故死傷者数を見ると、日中の時間帯に死傷者数が多くなっています。

図 2-7 市内の時間帯別死傷者数（令和3年）



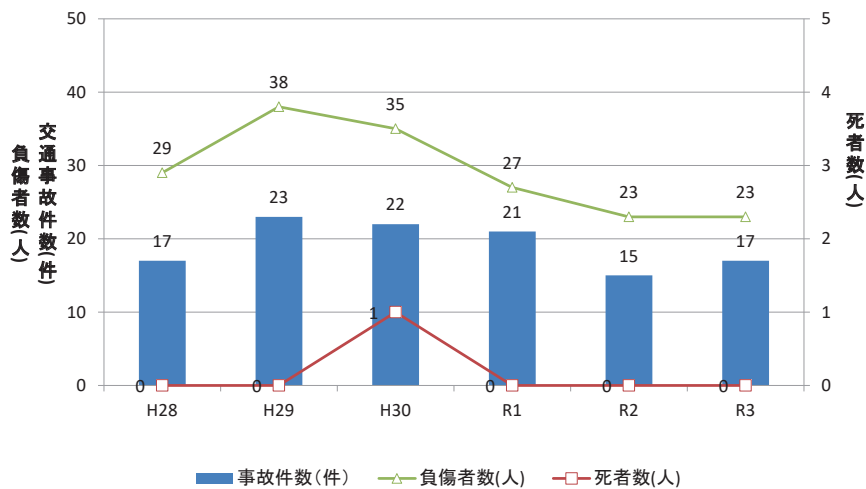
出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

## (7) 子どもの交通事故発生状況

子ども（幼児、小学生、中学生）の交通事故は、令和元年以降死者は発生しておらず、負傷者数も減少傾向にあります。また、交通事故件数も減少傾向にありましたが、令和3年に再び増加しています。また、子どもの交通事故が全事故に占める割合は、4.1～6.7パーセントで推移しています。

令和3年の子どもの交通事故の内訳は、幼児5人、小学生が14人、中学生が4人と、小学生が最も多くなっています。

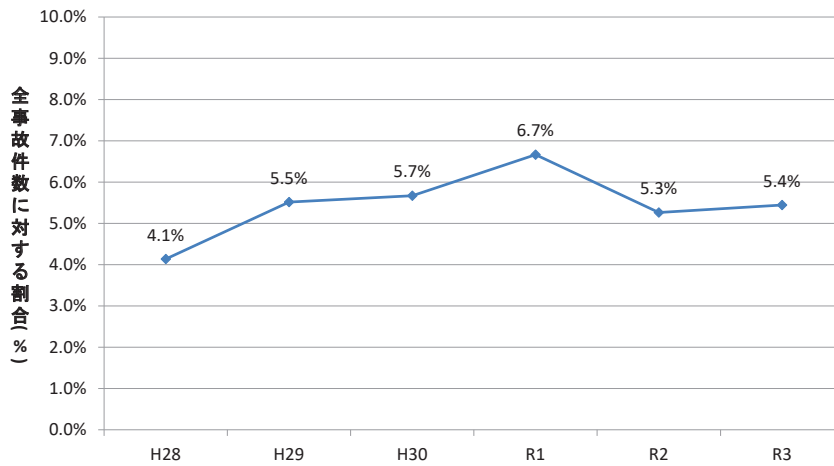
図 2-8 市内の子どもの交通事故発生状況の推移  
(平成28年から令和3年まで)<sup>1</sup>



出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）  
区市町村別各種事故発生状況（警視庁交通総務課）

<sup>1</sup> 子どもの交通事故件数は、1当または2当である件数です。死傷者数は1当と2当の合計で算出しています。なお、交通事故の当事者順位は「過失の軽重」により重い方を1当、軽い方を2当と定義されています。

図 2-9 市内の子どもの交通事故が全事故に占める割合の推移  
(平成 28 年から令和 3 年まで)



出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）  
区市町村別各種事故発生状況（警視庁交通総務課）

表 2-3 市内の子どもの交通事故の内訳（令和 3 年）

		子ども		
		幼児	小学生	中学生
事故件数	1 当件数	0	3	0
	2 当件数	2	8	4
	計	2	11	4
本人損傷 死傷者数	死 者	0	0	0
	重 傷 者	0	0	0
	軽 傷 者	5	14	4
	計	5	14	4

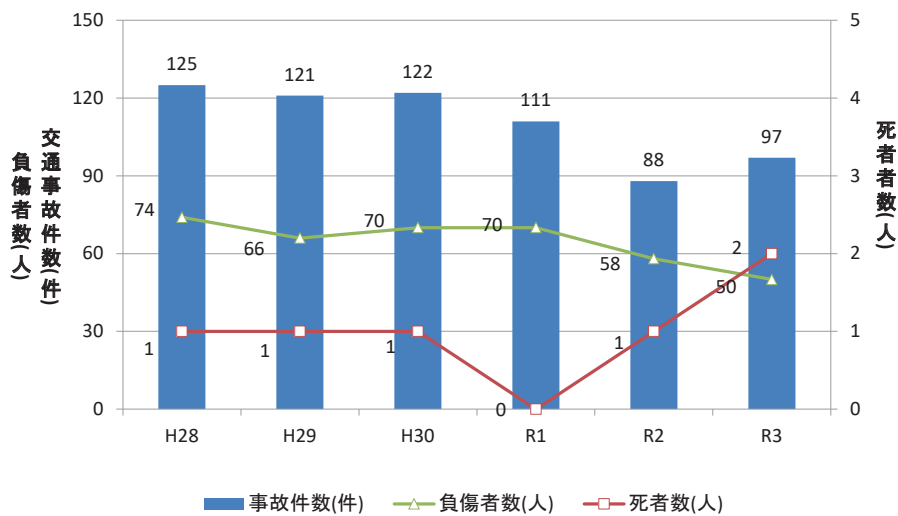
出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

## (8) 高齢者の交通事故発生状況

高齢者（65歳以上）の交通事故は、交通事故件数、死傷者数ともに減少傾向にありましたが、交通事故件数は令和2年以降、死者数は令和元年以降、増加傾向にあります。また、高齢者の交通事故が全事故に占める割合は30パーセント前後で推移しています。

令和3年の高齢者の交通事故について、当事者を見ると、1当の件数が57件、2当の件数が48件と、1当の件数のほうが多くなっています。また、令和3年に発生した交通事故の死者のうち、4人中2人が高齢者となっています。

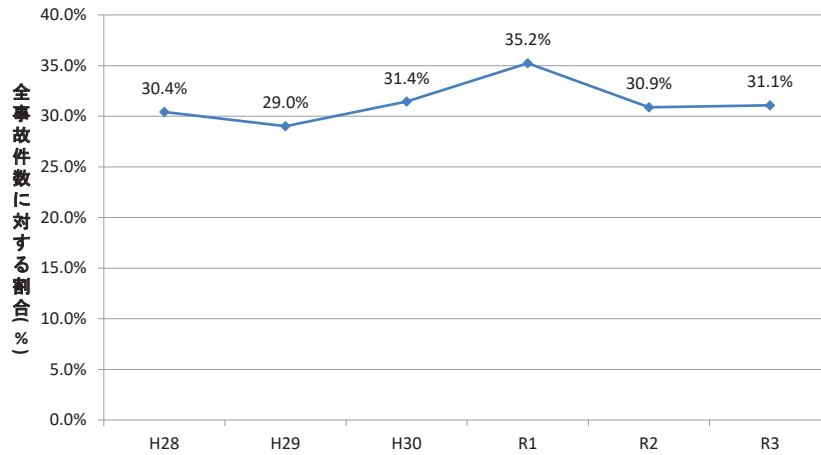
図 2-10 市内の高齢者の交通事故発生状況の推移  
(平成28年から令和3年まで)<sup>2</sup>



出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）  
区市町村別各種事故発生状況（警視庁交通総務課）

<sup>2</sup> 高齢者の交通事故件数は、1当または2当である件数です。死傷者数は1当と2当の合計で算出しています。

図 2-11 市内の高齢者の交通事故が全事故に占める割合の推移  
(平成 28 年から令和 3 年まで)



出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

区市町村別各種事故発生状況（警視庁交通総務課）

表 2-4 市内の年代別の事故件数、死傷者数（令和 3 年）※

		高校生～ 19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	高齢者
事故件数	1 当 件 数	14	42	41	62	67	24	57
	2 当 件 数	12	37	47	53	72	22	48
	計	26	79	88	115	139	46	105
本人損傷 死傷者数	死 者	0	0	0	1	0	1	2
	重 傷 者	0	0	1	2	3	0	6
	軽 傷 者	18	44	54	53	73	19	44
	計	18	44	55	56	76	20	52

出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

※ 表 2-4 の高齢者事故の事故件数の 1 当と 2 当を合計すると 105 件となり、図 2-10 中の 97 件と一致しません。

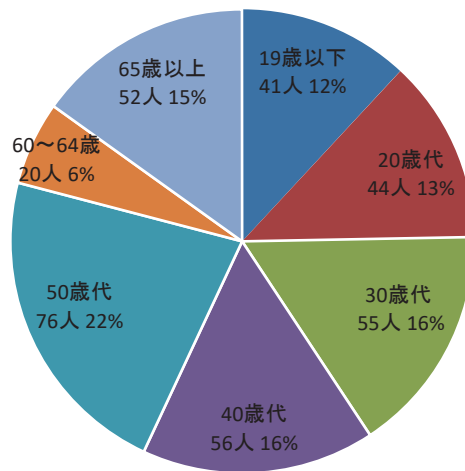
図 2-10 では、全事故に占める高齢者の関与する割合を正確に算出するため、高齢者の全事故件数の 105 件から 1 当 2 当の両方が高齢者である場合の件数を差し引いて、高齢者事故を 97 件と算出しています。

(9) 社会人の交通事故発生状況

年齢別に交通事故死傷者数を見ると、50歳代が76人（22パーセント）と最も多く、次いで、40歳代が56人（16パーセント）、30歳代が55人（16パーセント）となっています。

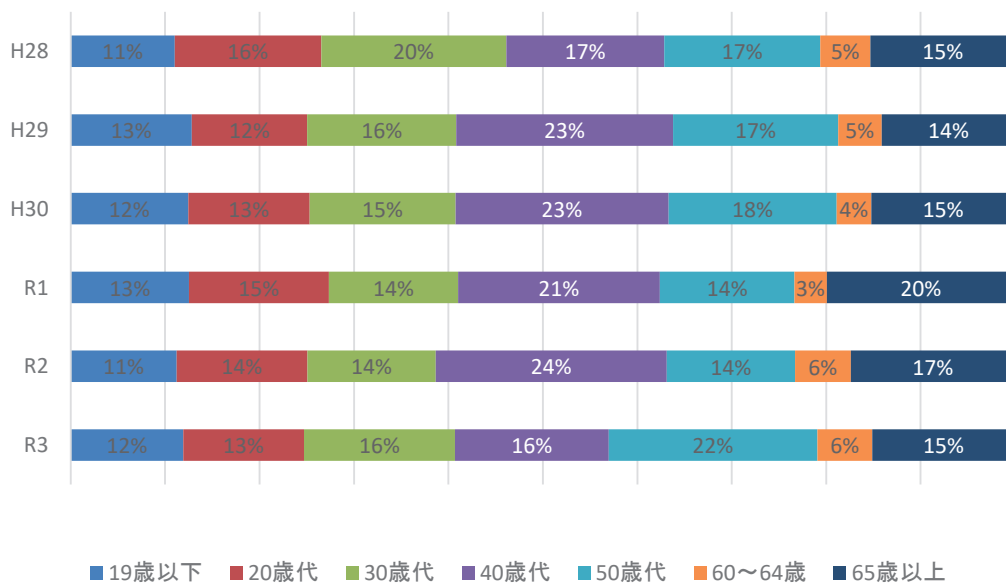
過去6年間の年齢別死傷者数の内訳について、各年の最も割合の多い年代は、平成28年は30歳代、平成29年から令和2年までは40歳代、令和3年は50歳代となっています。

図 2-12 市内の年齢別死傷者数（令和3年） 再掲



出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

図 2-13 市内の年齢別死傷者数の内訳（平成28年から令和3年まで）



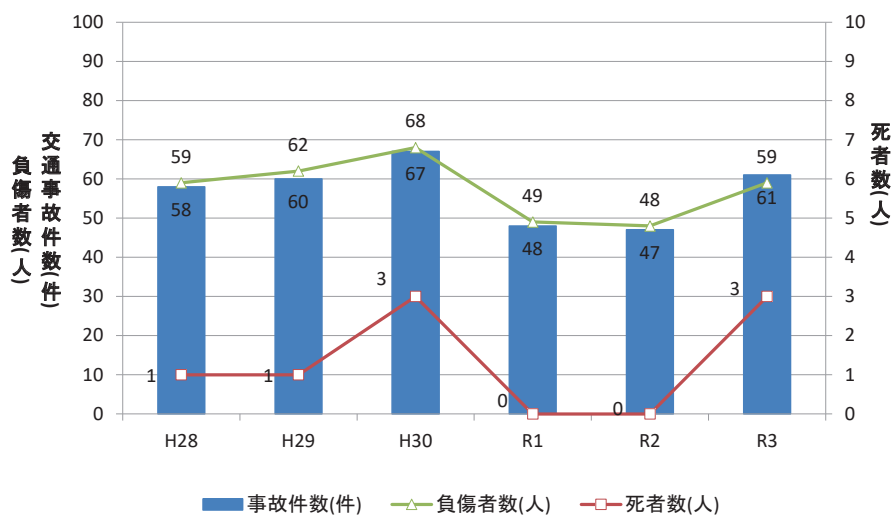
出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

## (10) 歩行者の交通事故発生状況

歩行者の交通事故は、交通事故件数、死傷者数ともに令和元年、令和2年は減少しましたが、令和3年に再び増加しています。また、歩行者の交通事故が全事故に占める割合は増加傾向にあり、令和3年には19.6パーセントが歩行者の交通事故となっています。

令和3年の歩行者の交通事故61件のうち、歩行者側の違反なしが49件（約80パーセント）となっており、交通ルール、マナーを守っていても、事故に遭っていることがわかります。また、歩行者側の違反なしの事故で、4名の重傷者が発生しています。一方、令和3年には歩行者側の違反による死亡事故が2件（横断歩道外横断、めいてい）発生しています。

図 2-14 市内の歩行者の交通事故発生状況の推移  
(平成28年から令和3年まで)<sup>3</sup>

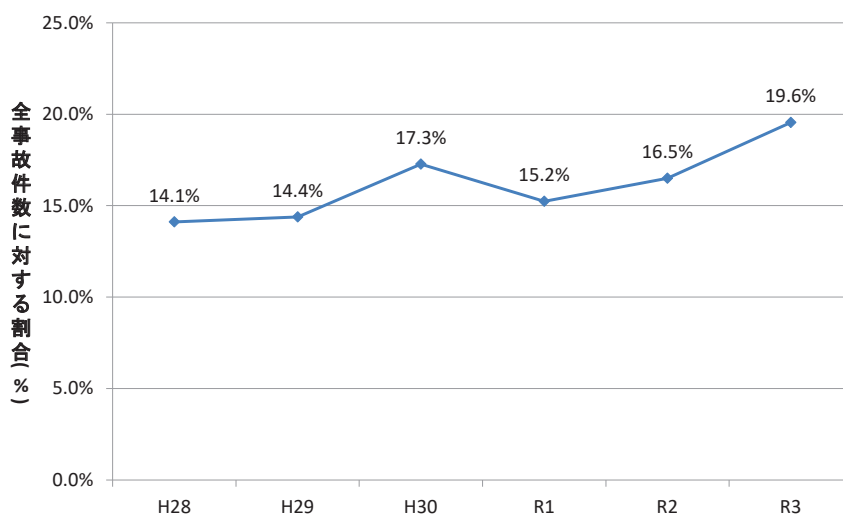


出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

<sup>3</sup> 歩行者の交通事故件数は、1当または2当である件数です。死傷者数は1当と2当の合計で算出しています。



図 2-15 市内の歩行者の交通事故が全事故に占める割合の推移  
(平成 28 年から令和 3 年まで)



出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

表 2-5 市内の歩行者の違反種別別交通事故件数、死傷者数（令和 3 年）

		信号無視	横断歩道 外横断	横断禁止 場所横断	その他 横断違反	めいてい・ 徘徊	飛び出し	その他	違反なし	計
事故件数	1 当件数	1	0	1	0	1	0	1	0	4
	2 当件数	1	1	0	0	0	2	4	49	57
	計	2	1	1	0	1	2	5	49	61
本人損傷 死傷者数	死 者	0	1	0	0	1	0	1	0	3
	重 傷 者	0	0	1	0	0	0	0	4	5
	軽 傷 者	2	0	0	0	0	2	4	46	54
	計	2	1	1	0	1	2	5	50	62

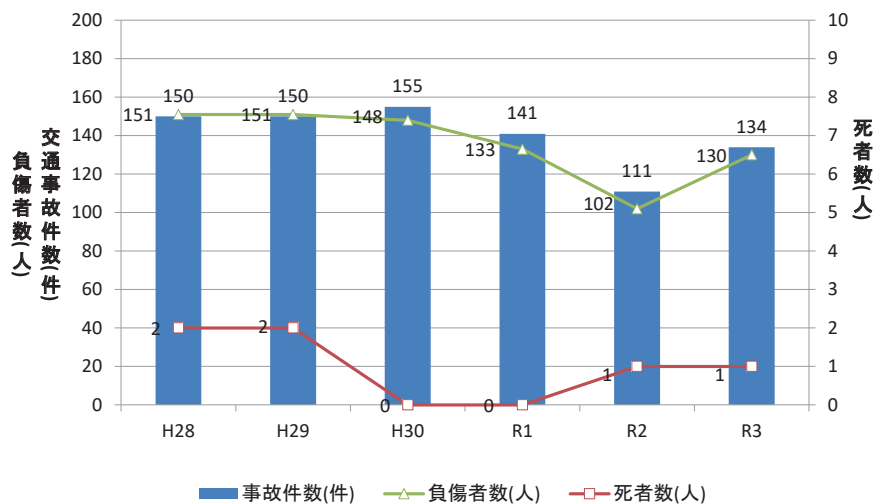
出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

## (II) 自転車の交通事故発生状況

自転車の交通事故は、交通事故件数、死傷者数ともに減少傾向にありましたが、令和3年に再び増加しています。また、自転車の交通事故が全事故に占める割合は増加傾向にあり、令和3年には42.9パーセントが自転車の交通事故となっています。

令和3年の自転車の交通事故のうち、違反なしが84件（約58パーセント）であります。安全不確認が21件（約14パーセント）、交差点安全進行違反が14件（約10パーセント）と違反を伴う事故が発生しています。また、自転車の死亡事故を見ると、令和3年の死亡事故は自転車の一時不停止と、自転車側の違反が事故の要因となっています。

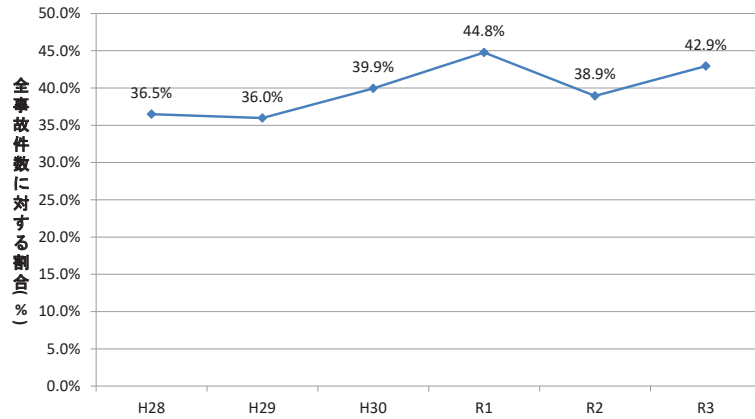
図 2-16 市内の自転車の交通事故発生状況の推移  
(平成28年から令和3年まで)<sup>4</sup>



出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）  
区市町村別各種事故発生状況（警視庁交通総務課）

<sup>4</sup> 自転車の交通事故件数は、1当または2当である件数であり、自転車の全事故件数の145件より1当2当の両方が自転車である場合の件数（11件）を差し引いて算出しています。死傷者数は1当と2当の合計で算出しています。

図 2-17 市内の自転車の交通事故が全事故に占める割合の推移  
(平成 28 年から令和 3 年まで)



出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

区市町村別各種事故発生状況（警視庁交通総務課）

表 2-6 市内の自転車の違反種別別交通事故件数、死傷者数（令和 3 年）※

		信号無視	優先通行	交差点 安全進行	一時不停止	運転操作誤り	前方不注意	安全不確認	その他	違反なし	計
事故件数	1 当件数	2	1	6	2	2	5	5	9	0	32
	2 当件数	0	0	8	0	0	0	16	5	84	113
	計	2	1	14	2	2	5	21	14	84	145
本人損傷 死傷者数	死 者	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	重 傷 者	0	0	2	0	0	0	0	1	2	5
	軽 傷 者	1	1	10	1	0	0	19	7	86	125

出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）

※ 表 2-6 の自転車事故の事故件数の 1 当と 2 当を合計すると 145 件となり、図 2-16 中の 134 件と一致しません。

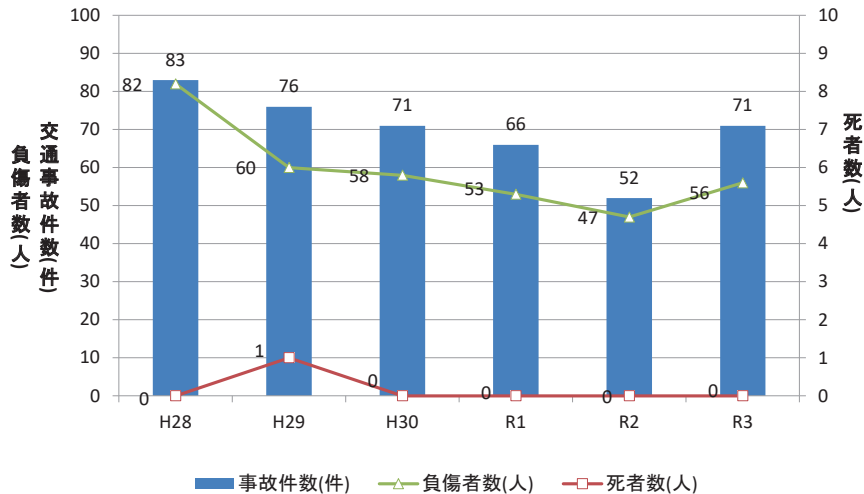
図 2-16 では、全事故に占める自転車の関与する割合を正確に算出するため、自転車の全事故件数の 145 件から 1 当 2 当の両方が自転車である場合の件数を差し引いて、自転車事故を 134 件と算出しています。

(12) 二輪車の交通事故発生状況

二輪車の交通事故は、交通事故件数、死傷者数ともに減少傾向にありましたが、交通事故件数及び負傷者数は令和3年に再び増加しています。死者は平成30年以降発生していません。

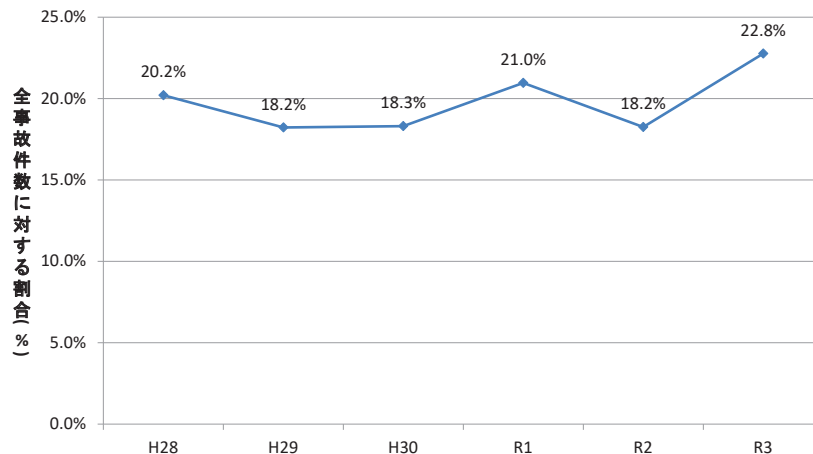
また、二輪車の交通事故が全事故に占める割合は20パーセント前後で推移しています。

図 2-18 市内の二輪車の交通事故発生状況の推移  
(平成28年から令和3年まで)<sup>5</sup>



出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）  
区市町村別各種事故発生状況（警視庁交通総務課）

図 2-19 市内の二輪車の交通事故が全事故に占める割合の推移  
(平成28年から令和3年まで)



出典：交通事故統計表（累月報）（警視庁）  
区市町村別各種事故発生状況（警視庁交通総務課）

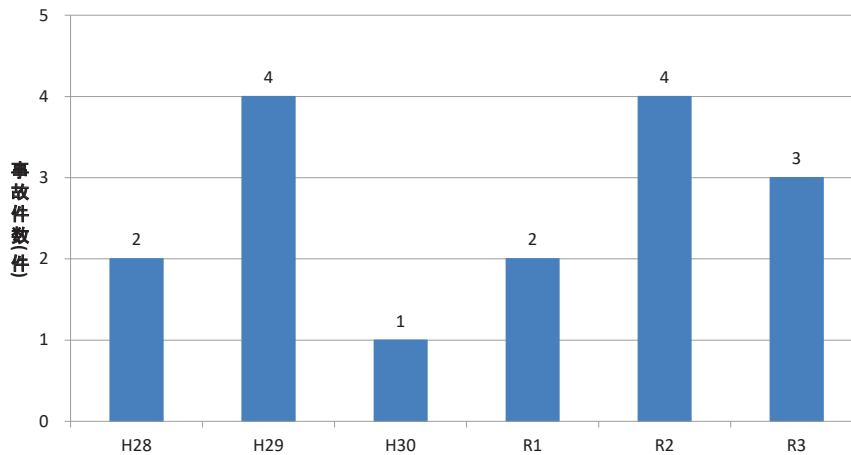
<sup>5</sup> 二輪車の交通事故件数は、1当または2当である件数です。死傷者数は1当と2当の合計で算出しています。

(13) 飲酒運転による交通事故発生状況

飲酒運転による交通事故は、平成 28 年以降は各年 1～4 件発生しています。

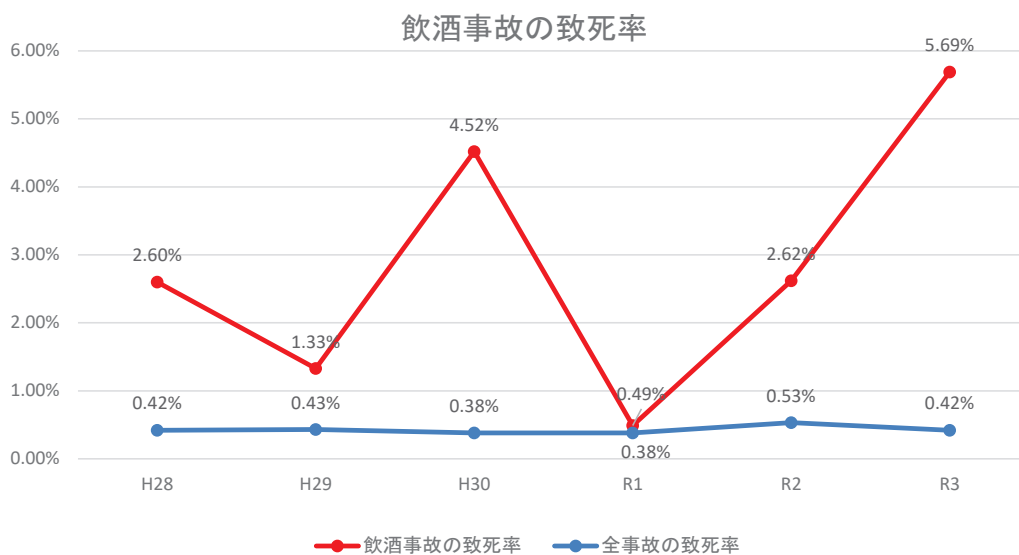
都の統計を見ると、アルコールは人の認知判断能力を低下させることから、事故の結果が重大になることが多く、都内の飲酒事故の致死率は、事故全体の致死率より高くなっています。

図 2-20 市内の飲酒運転による交通事故発生状況の推移  
(平成 28 年から令和 3 年まで)



出典：区市町村別各種事故発生状況（警視庁交通総務課）

図 2-21 参考：都内の飲酒運転による交通事故の致死率  
(平成 28 年から令和 3 年まで)



出典：警視庁・府中警察署の統計より作成

#### (14) 地域別の交通事故発生状況

市内の地域別の交通事故発生状況を把握するため、令和元年から令和3年に発生した交通事故（高速道路での事故を除きます。）を交通安全マップにまとめました。その中で、交通安全に関わる情報として、スクールゾーン、ゾーン30、自転車対策重点地区などの情報も図示しています。

22 ページから 25 ページまでの地図は、市内の交通事故発生箇所を示したものです。交通事故発生箇所は市内全域に広く分布していますが、市道、幹線道路付近において交通事故が発生している傾向があります。また、東府中駅、府中駅、西府中駅などの駅周辺の市街地において事故が多い傾向もあります。

26 ページの地図は市内の子ども関連事故発生箇所、27 ページは歩行者関連事故発生箇所、28 ページは市内の自転車関連事故発生箇所を示したものです。それぞれの事故が発生している箇所を把握して、効果的な交通安全対策を講じます。

29 ページの地図は、市内の交通事故発生箇所と、交通安全に関する市民からの意見箇所を示したものです。市民からの意見箇所からは、市民が日頃から危ないと思っている、いわゆるヒヤリハット箇所を把握することが可能です。すでに交通事故の発生している箇所はもちろん、これから事故の起こる可能性のある潜在的な危険箇所の情報を、交通安全対策に役立てることが重要です。

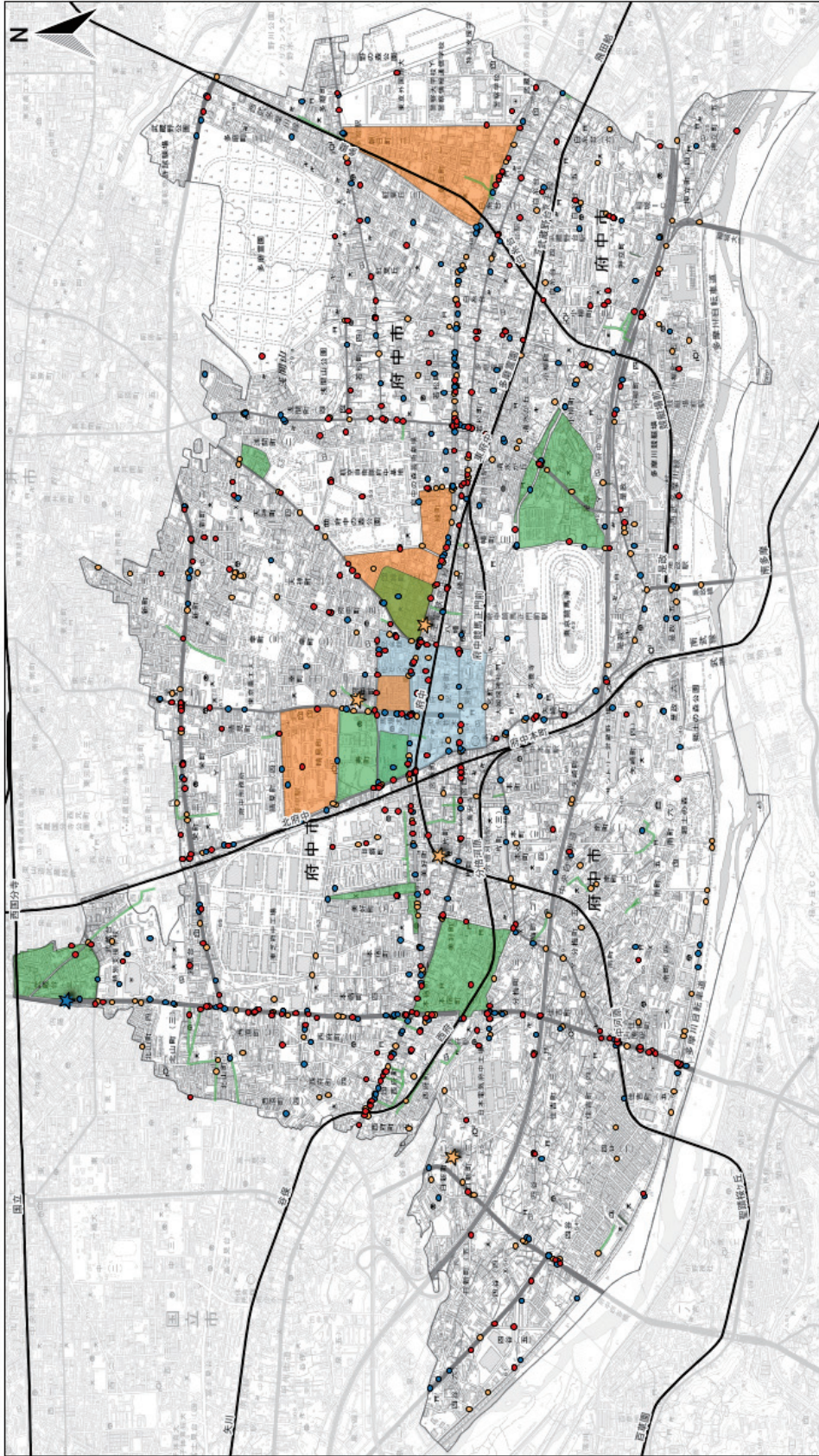
データの引用元は次のとおりです。

表 2-7 地図データ引用元一覧

データ項目	引用元
交通事故データ	警察庁ホームページ <a href="https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/opendata/index_opendata.html">https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/opendata/index_opendata.html</a>
ゾーン30	警視庁ホームページ <a href="https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/doro/zone30/seibi_08_1.html">https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/doro/zone30/seibi_08_1.html</a>
自転車対策重点地区	警視庁ホームページ <a href="https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/bicycle_plan.html">https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/bicycle_plan.html</a>
鉄道・駅	国土数値情報 <a href="https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/">https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/</a>
小学校	がいどまっふ府中 <a href="https://fugis.city.fuchu.tokyo.jp/">https://fugis.city.fuchu.tokyo.jp/</a>
スクールゾーン	生活環境部地域安全対策課資料
市民からの意見箇所	生活環境部地域安全対策課資料



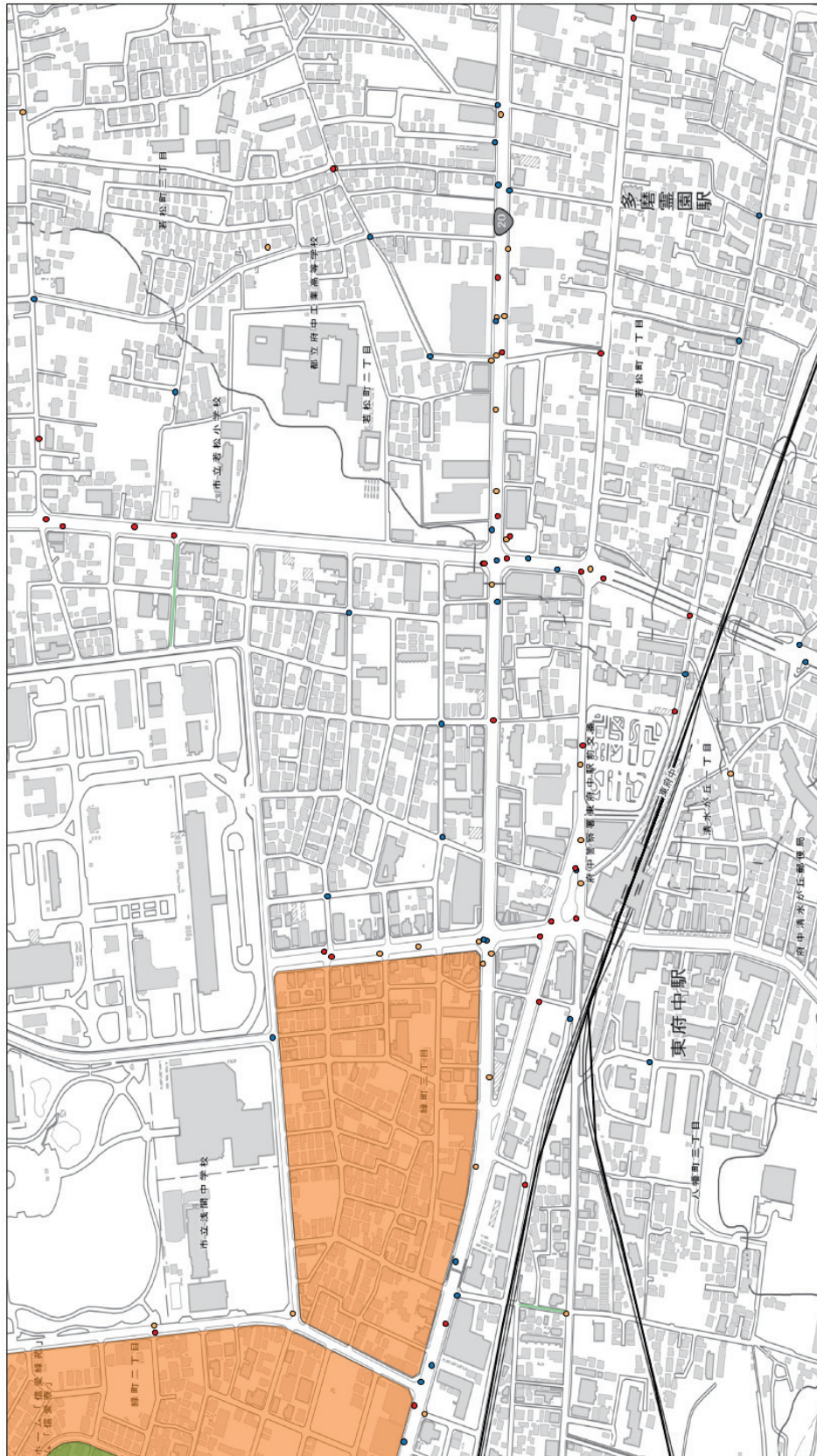
＜市内交通事故発生箇所（令和元年～令和3年）＞



※ベースマップは地理院タイルを加工して作成、各種データは府中市、がいどまが府中、警察庁HP、警視庁HP、国土数値情報より引用



＜市内交通事故発生箇所（東府中駅周辺）＞



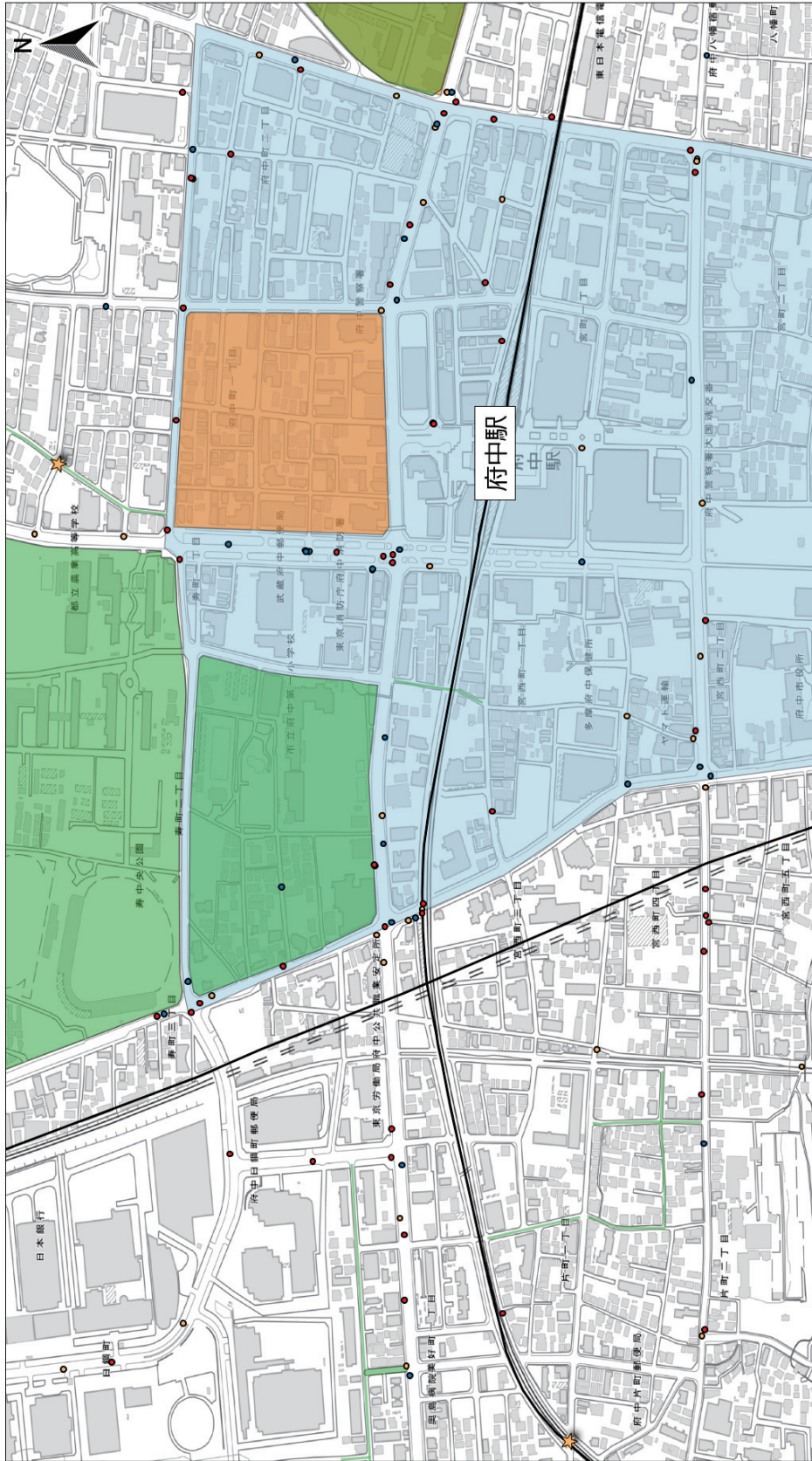
一凡例一

交通事故発生箇所	スクールゾーン
● 令和元年	■ ゾーン30
● 令和2年	— 鉄道
● 令和3年	

※ベースマップは地理院タイルを加工して作成、各種データは府中市、がいどまっぷ府中、警察庁HP、警視庁HP、警察庁HP、国土数値情報より引用



＜市内交通事故発生箇所（府中駅周辺）＞



一凡例一

交通事故発生場所	スクールゾーン
★	ゾーン30
●	自転車対策重点地区
●	— 鉄道
●	

交通死亡事故 (令和3年)

● 令和元年

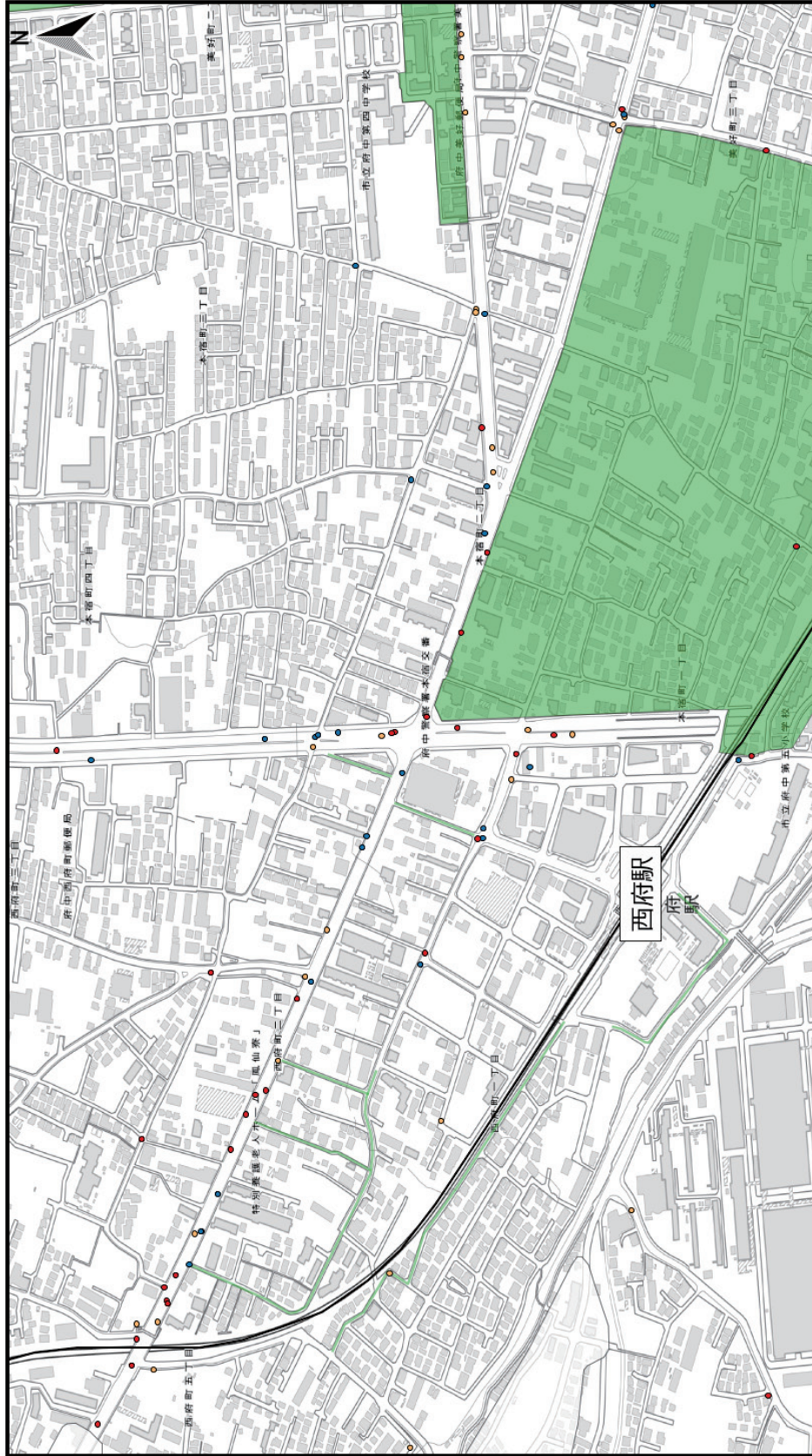
● 令和2年

● 令和3年

※ベースマップは地理院タイルを加工して作成、各種データは府中市、かじどまっが府中、警察庁HP、警視庁HP、国土数値情報より引用



＜市内交通事故発生箇所（西府駅周辺）＞



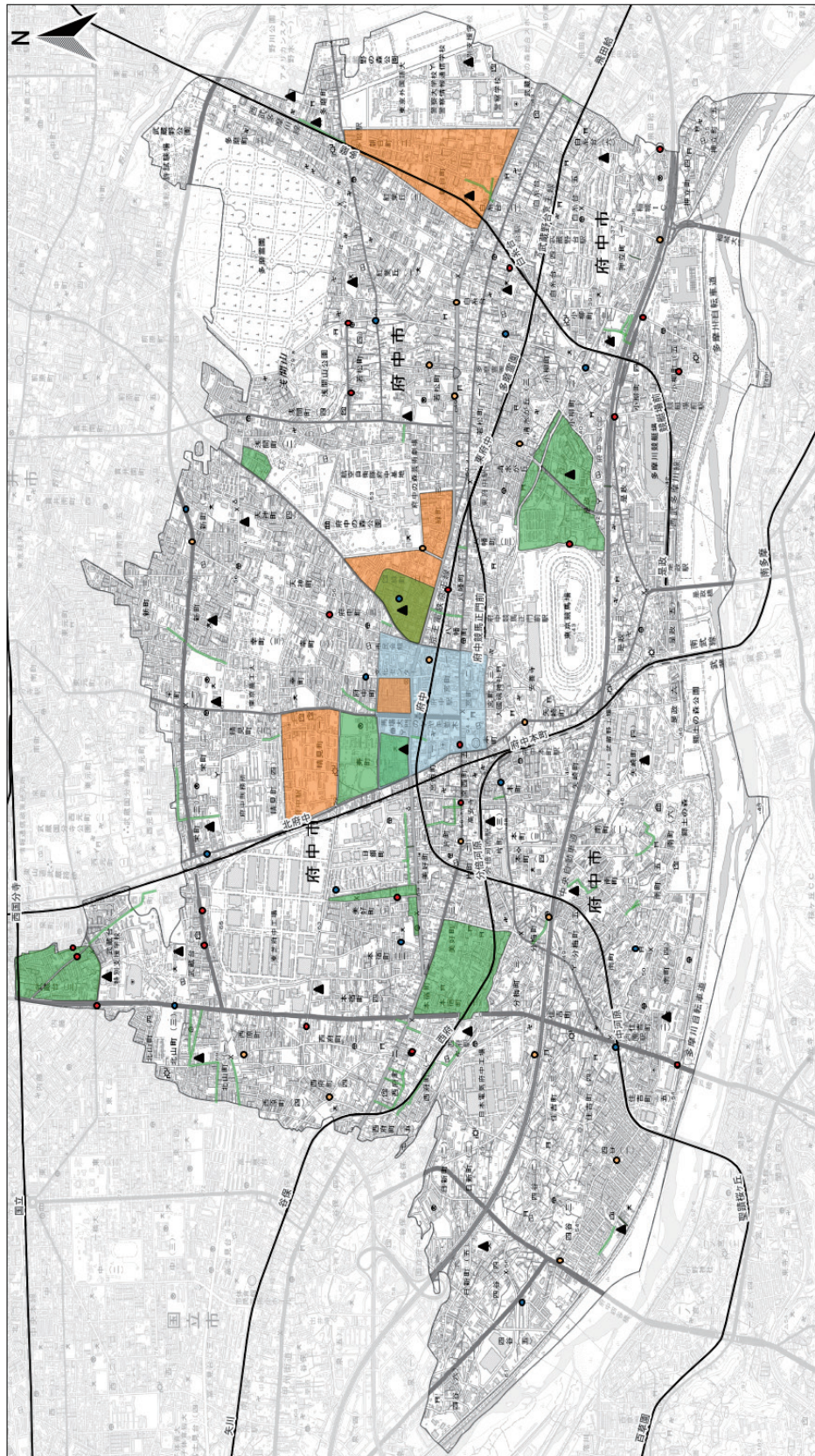
—凡例—

交通事故発生箇所	スクールゾーン
● 令和元年	— 鉄道
● 令和2年	
● 令和3年	

※ベースマップは地理院タイルを加工して作成、各種データは府中市、がいどまっぶ府中、警察庁HP、警視庁HP、国土数値情報より引用



＜市内子ども関連事故発生箇所（令和元年～令和3年）＞



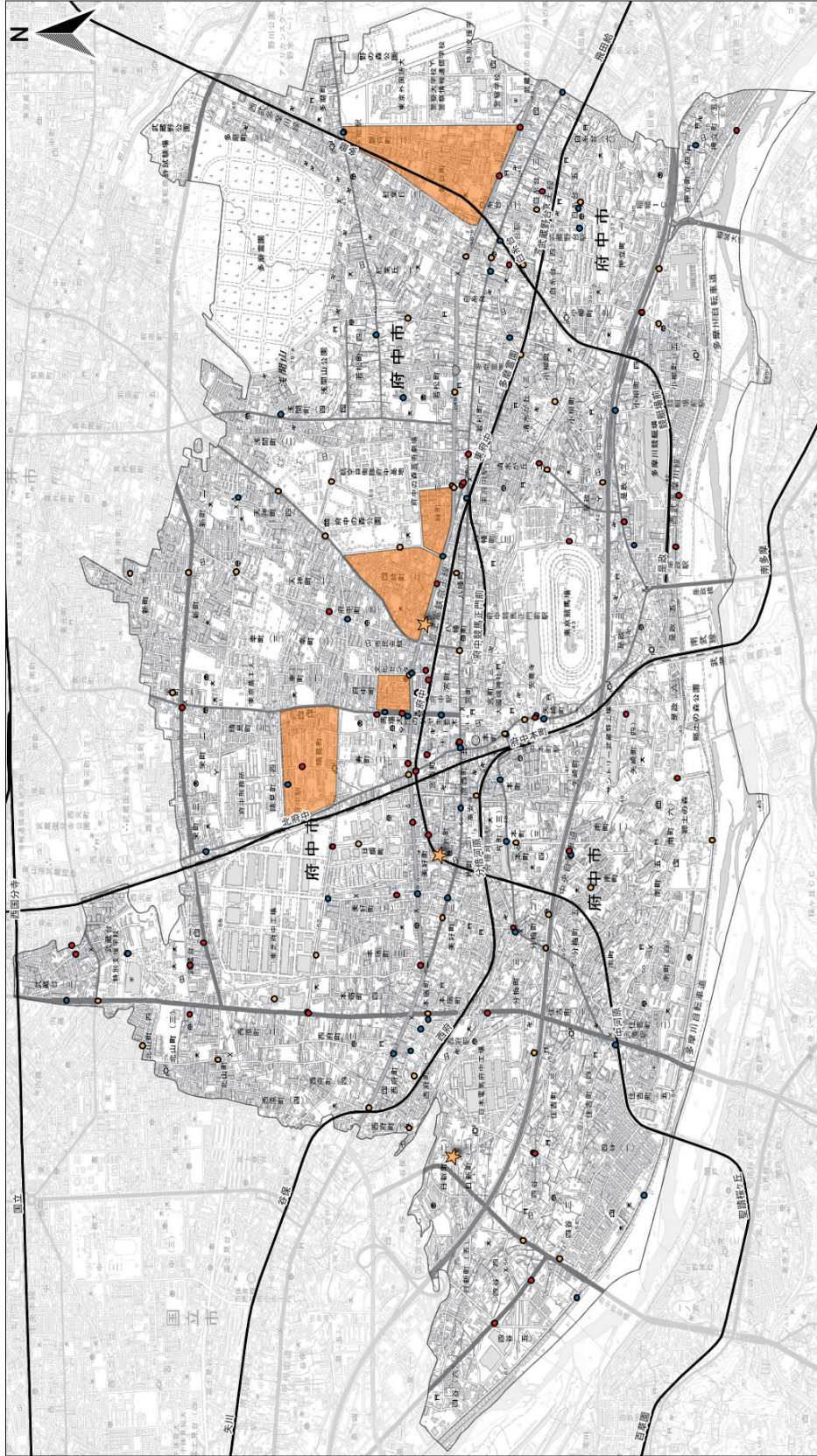
ー凡例ー

- 子ども関連事故発生箇所
- 令和元年
- 令和2年
- 令和3年
- ▲ 小学校
- 鉄道
- スクールゾーン
- ゾーン30
- 自転車対策重点地区

※ペーパースマップは地理院タイルを加工して作成、各種データは府中市、がいどまっふ府中、警察庁HP、警視庁HP、国土数値情報より引用



＜市内歩行者関連事故発生箇所（令和元年～令和3年）＞



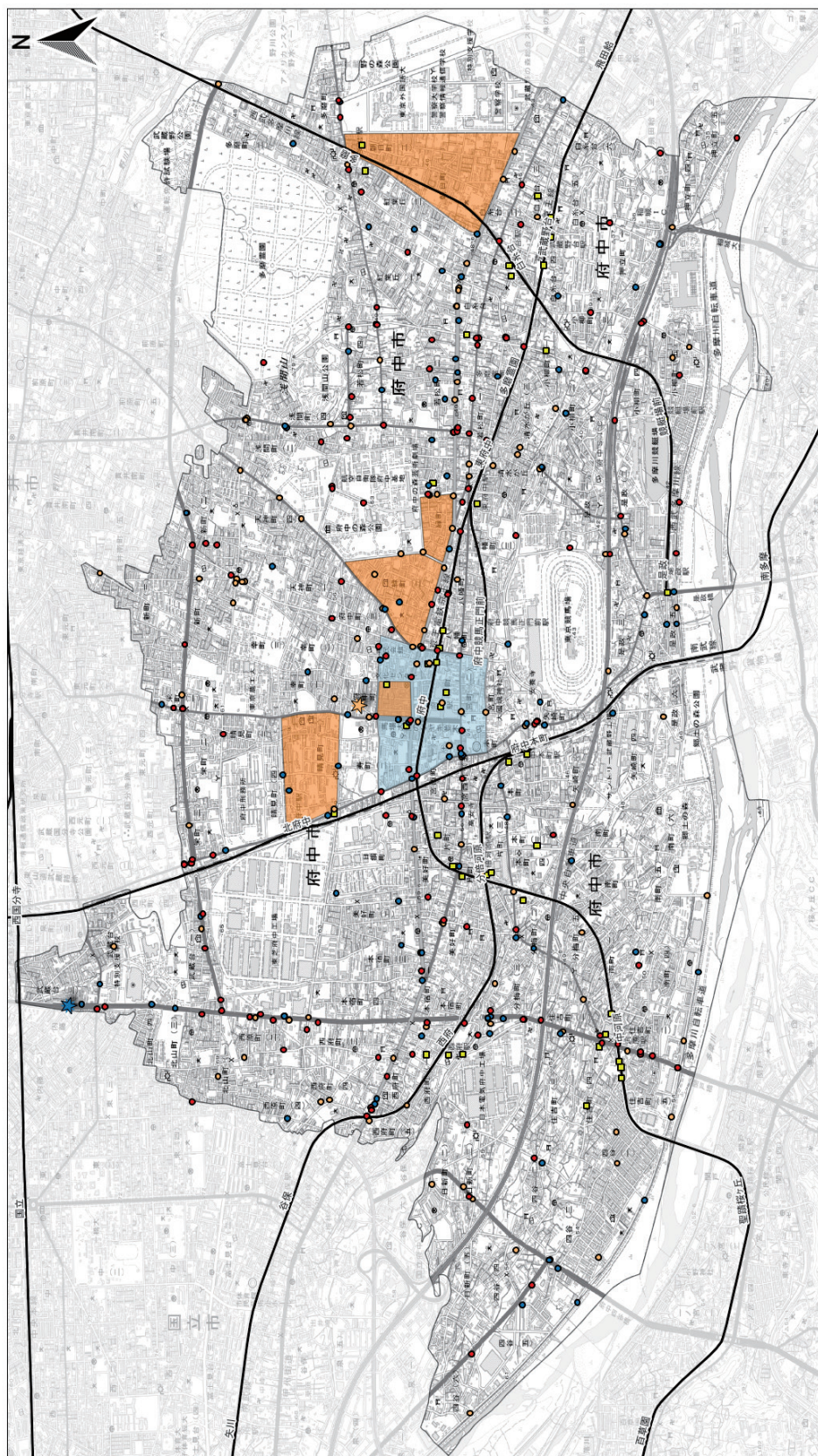
一凡例一

- 歩行者関連事故発生箇所
- 死亡事故（令和3年）
- 令和元年
- 令和2年
- 令和3年
- ゾーン30
- 鉄道

※ベースマップは地理院タイルを加工して作成、各種データは府中市、かじまっぶ府中、警察庁HP、警視庁HP、国土数値情報より引用



＜市内自転車関連連事故発生箇所（令和元年～令和3年）＞



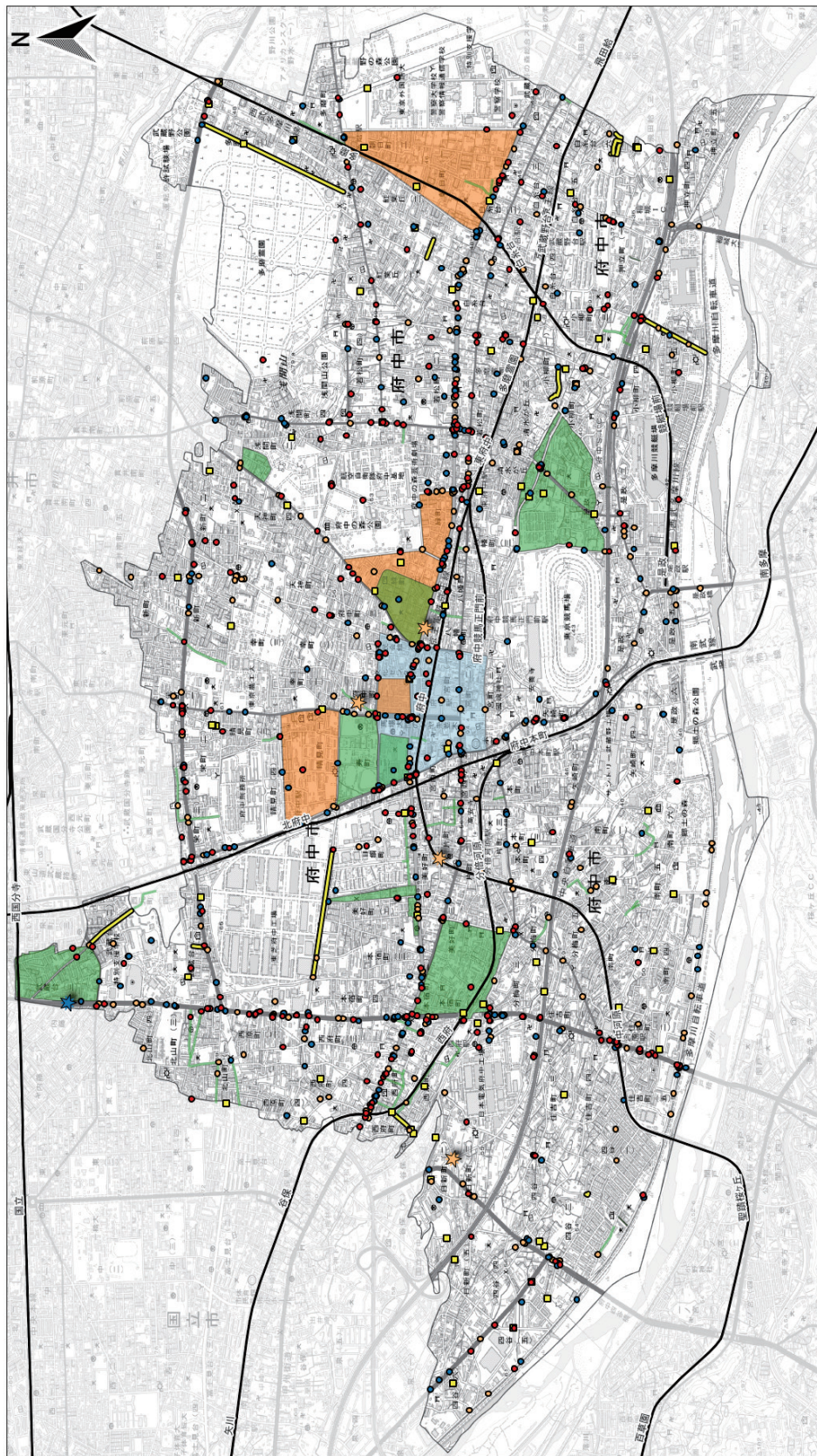
一 凡例一

自転車関連事故発生箇所	●	令和元年	■	自転車駐車場
★	●	令和2年	■	ゾーン30
☆	○	令和3年	■	自転車対策重点地区

※ベースマップは地理院タイルを加工して作成、  
各種データは府中市、かじまっぶ府中、警察庁HP、警視庁HP、国土数値情報より引用



＜市内交通事故発生箇所（令和元年～令和3年）及び交通安全に関する市民意見箇所＞



交通事故発生場所

- ★ 死亡事故 (令和2年)
- ★ 死亡事故 (令和3年)

市民意見箇所

- 令和元年
- 令和2年
- 令和3年

自転車対策重点地区

- スクールゾーン
- ソーン30

鉄道

一凡例一

※ベースマップは地理院タイルを加工して作成、  
各種データは府中市、がびとまがぶ府中、警察庁HP、警視庁HP、国土数値情報より引用

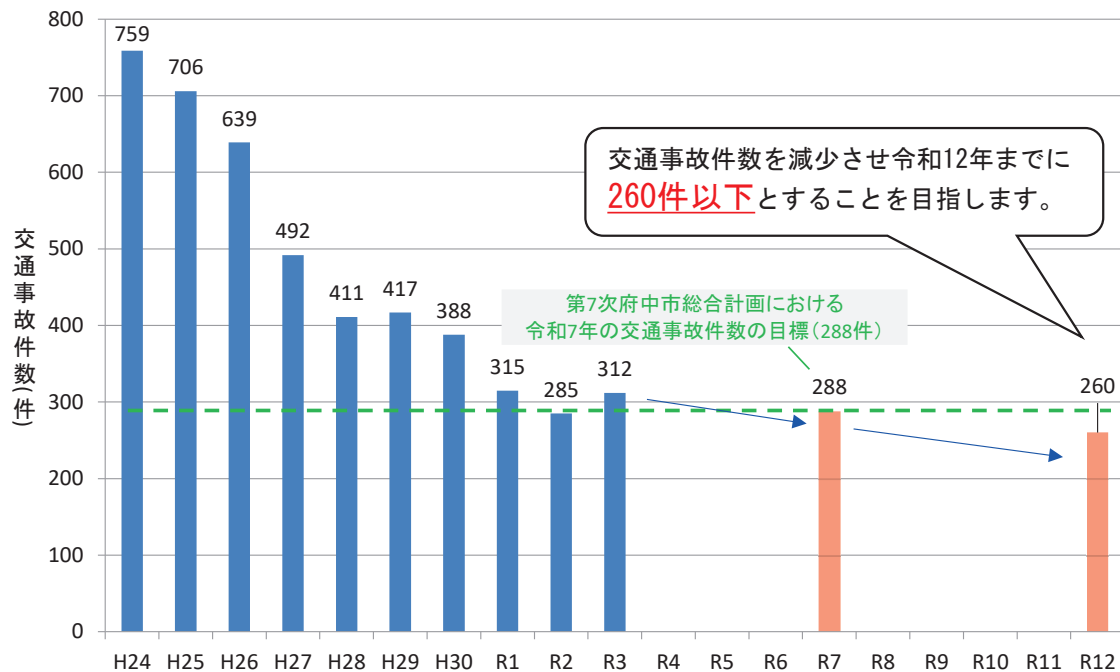
### 第3章 計画の目標

道路交通事故のない社会を達成することを目指して、計画では、次のとおり目標を設定します。

- ① 令和12年までの計画期間中、年間の死亡事故数ゼロを目指します。
- ② 令和12年までに、年間の交通事故件数を260件以下\*に減少させます。

※ これまで進めてきた各種施策を継続的に推進し、交通事故件数を直近5年間（平成29年～令和3年）の平均的な減少ペースと同じペースで減少させます。なお、第7次府中市総合計画の前期基本計画では、令和7年の交通事故件数の目標値として288件に減少させることを示しており、令和7年にはその達成状況も評価することとします。

図 3-1 交通事故件数の計画目標





## 第4章 重視すべき視点

計画では、市内における交通事故の現状などを踏まえて、重視すべき視点を整理し、各種の交通安全施策に取り組むことにより、目標達成に向けて交通事故及び交通事故死傷者の発生を抑制します。

### (1) 子どもの交通安全確保

子ども（幼児、小学生、中学生）の交通事故は、令和元年以降、死亡事故は発生していないものの、子どもが巻き込まれる事故が毎年発生していることから、次世代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守っていくことが必要です。

交通ルールを理解・定着させるため、学校等における交通安全教育の充実を図るとともに、地域や家庭における交通安全教育を推進します。また、子どもが安全に通行できる道路環境にするために、生活道路及び通学路等における交通事故防止対策を推進するとともに、通学路等における指導取締りを実施します。

表 4-1 主な施策（子どもの交通安全確保）※

施策の体系		主な施策(子どもの交通安全確保)	ページ
1 交通安全意識の啓発	(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進	ア 学校等における交通安全教育	39
		オ 自転車利用者に対する交通安全教育	42
	(2) 地域における交通安全意識の高揚	ア 地域の交通安全組織の拡大と育成	44
		イ 地域や家庭における交通安全教育等の推進	44
	(3) 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	ア 多様な広報媒体による広報活動の充実	47
		ウ 交通安全コンクール等を通じた啓発活動の推進	48
		エ 自転車利用者のルール、マナー向上のための啓発活動の推進	48
2 道路交通環境の整備	(1) 安全安心な生活道路の構築	イ 生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進	51
	(4) 交通実態に即した交通規制の実施	イ 生活道路	56
3 道路交通秩序の維持	(1) 指導取締りの強化	オ 通学路等における指導取締り	60

※ 主な施策は、第5章 講じる施策の中から、重視すべき視点に該当する施策をまとめたものです。



## (2) 高齢者の交通安全確保

高齢者の交通事故については、全事故の約3分の1となっており、今後も交通事故件数、死傷者数を減らすための取組を続けていく必要があります。また、認知機能、判断能力の衰えといった、高齢者の特性を踏まえた取組を押し進めていく必要があります。

高齢者が集まる場所や機会において、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、運転免許自主返納を促進します。また、高齢者が安全に通行できる道路環境とするために、横断歩道橋等のバリアフリー化を推進します。

表 4-2 主な施策（高齢者の交通安全確保）

施策の体系		主な施策(高齢者の交通安全確保)	ページ
1 交通安全意識の啓発	(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進	イ 高齢者に対する交通安全教育	41
		オ 自転車利用者に対する交通安全教育	42
	(2) 地域における交通安全意識の高揚	ア 地域の交通安全組織の拡大と育成	44
		イ 地域や家庭における交通安全教育等の推進	44
	(3) 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	ア 多様な広報媒体による広報活動の充実	47
		エ 自転車利用者のルール、マナー向上のための啓発活動の推進	48
2 道路交通環境の整備	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	ア 横断歩道橋のバリアフリー化	54
		オ 交通環境のバリアフリー化	55
	(4) 交通実態に即した交通規制の実施	ウ 高齢者対策	56

### (3) 社会人の安全教育の実施

30～50 歳代のいわゆる働き世代は、市内の交通事故死傷者数の過半数を占めています。その一方で、この世代は子どもや高齢者に比べると交通安全教育を受ける機会が少なくなっています。

このことから、安全教育の機会を増やすため、地域、職域等における運転者講習会を積極的に開催するとともに、交通関係団体と連携し、効率的な交通安全教育を推進します。また、多様な広報媒体による広報活動を充実します。

表 4-3 主な施策（社会人の安全教育の実施）

施策の体系		主な施策（社会人の安全教育の実施）	ページ
1 交通安全意識の啓発	(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進	ウ 運転者に対する交通安全教育	42
		オ 自転車利用者に対する交通安全教育	42
		カ 二輪車運転者に対する交通安全教育	44
	(2) 地域における交通安全意識の高揚	ア 地域の交通安全組織の拡大と育成	44
		イ 地域や家庭における交通安全教育等の推進	44
	(3) 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	ア 多様な広報媒体による広報活動の充実	47
		エ 自転車利用者のルール、マナー向上のための啓発活動の推進	48

#### (4) 歩行者の安全対策の推進

歩行者の交通事故は、交通事故件数、死傷者数ともに減少傾向にありましたが、令和3年に再び増加しています。また、歩行者の交通事故が全事故に占める割合も年々増加しており、令和3年には、約2割が歩行者に関連する交通事故となっています。交通事故が起きてしまうと、重大事故につながりやすい近年の傾向も踏まえ、歩行者が安全に通行できる環境の整備等、交通事故件数、死傷者数を減らすための取組に、今後、より力を入れていく必要があります。

運転者に対しては、あらゆる機会を通じて、横断歩道手前における減速義務や横断歩道での歩行者優先等の交通ルールの再徹底を図ります。また、歩行者に対しては、横断歩道の利用、信号の遵守等の交通ルートを周知するとともに、安全で快適な歩行空間の確保、生活道路及び通学路等における交通事故対策の推進に取り組みます。

表 4-4 主な施策（歩行者の安全対策の推進）

施策の体系		主な施策（歩行者の安全対策の推進）	ページ
1 交通安全意識の啓発	(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進	エ 横断歩行者の安全確保に関する教育	42
	(2) 地域における交通安全意識の高揚	ウ 地域ぐるみの交通安全運動の推進	46
2 道路交通環境の整備	(1) 安全安心な生活道路の構築	ア 安全で快適な歩行空間の確保	51
		イ 生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進	51
	(2) 道路の整備による交通安全対策の推進	ア 道路の整備	53
		イ 交差点の改良	53
		ウ 「第3次交差点すいすいプラン」の推進	53
	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	イ 防護柵の整備	54
		ウ その他の交通安全施設等の整備	54
	(4) 交通実態に即した交通規制の実施	イ 生活道路	56

## (5) 自転車の安全利用の推進

自転車の交通事故は、交通事故件数、死傷者数ともに減少傾向にありましたが、令和3年に再び増加しています。また、自転車による交通事故が全事故に占める割合も年々増加しており、令和3年には、約4割が自転車に関連する交通事故となっていることから、今後も交通事故件数、死傷者数を減らすための取組を推し進めていく必要があります。

自転車の事故の特徴として、約4割が自転車の安全不確認等の違反を伴っていることから、交通ルール、マナーの徹底が必要です。

自転車利用者に対する交通安全教育を行うとともに、自転車利用者に対する街頭指導や広報啓発を推進します。また、自転車が安全で安心して通行できるように自転車通行空間の整備を推進するとともに、利便性向上のために自転車駐車を整備します。

表 4-5 主な施策（自転車の安全利用の推進）

施策の体系		主な施策(自転車の安全利用の推進)	ページ
1 交通安全意識の啓発	(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進	オ 自転車利用者に対する交通安全教育	42
	(2) 地域における交通安全意識の高揚	ウ 地域ぐるみの交通安全運動の推進	46
	(3) 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	エ 自転車利用者のルール、マナー向上のための啓発活動の推進	48
2 道路交通環境の整備	(2) 道路の整備による交通安全対策の推進	ア 道路の整備	53
	(4) 交通実態に即した交通規制の実施	エ 自転車対策	56
	(5) 自転車利用環境の総合的整備	ア 自転車通行空間の整備	57
		イ 自転車駐車の整備	57
3 道路交通秩序の維持	(1) 指導取締りの強化	エ 自転車利用者対策の推進	59
	(2) 駐車秩序の確立	イ 放置自転車対策の推進	60
5 被害者の支援	(2) 自動車・自動車損害賠償責任保険等への加入促進	イ 自転車損害賠償保険等への加入促進	62

## (6) 市道、幹線道路付近での交通安全確保

交通事故の詳細な発生位置を見ると、市道や幹線道路付近の交差点などにおいて多く発生しています。特に、東府中駅、府中駅、西府中駅などの駅周辺の市街地において事故が多い傾向であり、交通事故の多発する箇所において交通安全対策が必要です。

広く市民に交通安全思想の普及浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、地域ぐるみの交通安全運動を実施します。また、安全で安心な道路交通環境の実現のために、道路整備や交通安全施設等整備、交通実態に即した交通規制を推進します。

表 4-6 主な施策（市道、幹線道路付近での交通安全確保）

施策の体系		主な施策(市道・幹線道路の交通安全確保)	ページ
1 交通安全意識の啓発	(2) 地域における交通安全意識の高揚	ウ 地域ぐるみの交通安全運動の推進	46
2 道路交通環境の整備	(1) 安全安心な生活道路の構築	ア 安全で快適な歩行空間の確保	51
		イ 生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進	51
	(2) 道路の整備による交通安全対策の推進	ア 道路の整備	53
		イ 交差点の改良	53
		ウ 「第3次交差点すいすいプラン」の推進	53
	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	ア 横断歩道橋のバリアフリー化	54
		イ 防護柵の整備	54
		ウ その他の交通安全施設等の整備	54
		エ 事故多発箇所等における交通安全施設の整備	55
		オ 交通環境のバリアフリー化	55
		(4) 交通実態に即した交通規制の実施	ア 路線対策
	イ 生活道路	56	
	ウ 高齢者対策	56	
エ 自転車対策	56		
オ 二輪車対策	56		
3 道路交通秩序の維持	(1) 指導取締りの強化	ア 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進	59

## (7) 飲酒運転の根絶

飲酒運転の事故は、近年は1～4件で推移しており、根絶には至っていません。アルコールは人の認知判断能力を低下させることから、重大な結果につながるものが多く、都内の飲酒事故の致死率は、事故全体の致死率より高くなっています。

飲酒運転の危険性や、飲酒運転に起因する交通事故の実態を周知するため、各種媒体を活用した広報啓発を推進することで、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立を図ります。また、飲酒運転等の、重大交通事故の原因となる違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

表 4-7 主な施策（飲酒運転の根絶）

施策の体系		主な施策（飲酒運転の根絶）	ページ
1 交通安全意識の啓発	(3) 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	イ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	47
3 道路交通秩序の維持	(1) 指導取締りの強化	ア 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進	59

# 第5章 講じる施策

表 5-1 講じる施策 一覧

	講じる施策	ページ	重視すべき視点							実施主体				
			(1) 子どもの交通安全確保	(2) 高齢者の交通安全確保	(3) 社会人の安全教育の実施	(4) 歩行者の安全対策の推進	(5) 自転車の安全利用の推進	(6) 市道、幹線道路付近での交通安全確保	(7) 飲酒運転の根絶	北多摩南部建設事務所	府中警察署	府中交通安全協会	府中消防署	府中市
1 交通安全意識の啓発	(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進	ア 学校等における交通安全教育	39	○							○	○	○	○
		イ 高齢者に対する交通安全教育	41		○						○	○		○
		ウ 運転者に対する交通安全教育	42			○					○			
		エ 横断歩行者の安全確保に関する教育	42				○				○			○
		オ 自転車利用者に対する交通安全教育	42	○	○	○		○			○	○		○
		カ 二輪車運転者に対する交通安全教育	44			○					○	○		
	(2) 地域における交通安全意識の高揚	ア 地域の交通安全組織の拡大と育成	44	○	○						○	○		○
		イ 地域や家庭における交通安全教育等の推進	44	○	○	○					○	○		○
		ウ 地域ぐるみの交通安全運動の推進	46				○	○	○		○	○		○
	(3) 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化	ア 多様な広報媒体による広報活動の充実	47	○	○	○					○	○		○
		イ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	47							○		○		○
		ウ 交通安全コンクール等を通じた啓発活動の推進	48	○										○
		エ 自転車利用者のルール、マナー向上のための啓発活動の推進	48	○	○	○		○			○	○		○
		オ 運転中の携帯電話等の不使用の徹底	49								○			○
カ 電動キックボードを始めとする低速・小型の電動モビリティの利用者等に対する啓発活動の推進		50								○			○	
2 道路交通環境の整備	(1) 安全安心な生活道路の構築	ア 安全で快適な歩行空間の確保	51			○	○	○		○				○
		イ 生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進	51	○		○	○	○		○				○
	(2) 道路の整備による交通安全対策の推進	ア 道路の整備	53			○	○	○			○			○
		イ 交差点の改良	53			○	○	○			○			○
		ウ 「第3次交差点すいすいプラン」の推進	53			○	○	○			○			○
	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	ア 横断歩道橋のバリアフリー化	54	○							○			○
		イ 防護柵の整備	54			○	○	○			○			○
		ウ その他の交通安全施設等の整備	54			○	○	○			○			○
		エ 事故多発箇所等における交通安全施設の整備	55				○	○			○			○
		オ 交通環境のバリアフリー化	55	○							○			○
	(4) 交通実態に即した交通規制の実施	ア 路線対策	56					○			○			
		イ 生活道路	56	○			○	○			○			
		ウ 高齢者対策	56		○			○			○			
		エ 自転車対策	56					○	○		○			
		オ 二輪車対策	56						○		○			
	(5) 自転車利用環境の総合的整備	ア 自転車通行空間の整備	57					○			○			○
		イ 自転車駐車場の整備	57					○						○
(6) 公共交通機関利用の促進		57										○		
(7) 踏切の交通安全		58										○		
3 道路交通秩序の維持	(1) 指導取締りの強化	ア 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進	59					○	○		○			
		イ 携帯電話使用等の取締りの推進	59											
		ウ 二輪車対策の推進	59											
		エ 自転車利用者対策の推進	59					○			○			
		オ 通学路等における指導取締り	60	○							○			
	(2) 駐車秩序の確立	ア 違法駐車の重点的な取締り	60								○			
		イ 放置自転車対策の推進	60					○			○			○
4 救助・救急体制の整備・充実	(1) 交通救助・救護体制の充実・強化		61										○	
	(2) 市民に対する応急手当の普及啓発		61										○	
	(3) 「#7119」東京消防庁救急相談センターの利用促進及び運営体制の強化		61										○	
5 被害者の支援	(1) 交通事故相談業務の実施		62										○	
	(2) 自動車・自動車損害賠償責任保険等への加入		62										○	
	イ 自転車損害賠償保険等への加入促進		62				○						○	
6 災害に強い交通施設等の整備及び災害の交通安全の確保	(1) 災害に強い交通施設等の整備	ア 道路橋りょう等の耐震性の強化	63							○			○	
		イ 災害に備えた道路ネットワークの構築	63										○	
	(2) 災害時の交通安全確保	ア 大規模事故時等の交通規制の実施	63								○			
		イ 災害への備えに関する広報啓発	63								○			



## 1 交通安全意識の啓発

重視すべき視点に該当する施策は

重点● で示しています。

### (1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進

#### ア 学校等における交通安全教育

##### (ア) 保育所等における交通安全教育

保育所等では、交通安全のルールに関心を持たせるとともに、警察署と連携して実施する幼児交通安全教室を通じて、信号の意味や横断歩道の渡り方など、交通安全のルールや道路の通行方法を理解させ、具体的な体験を通して、安全に行動できる習慣や態度の育成に努めるほか、家庭において適切な指導ができるよう、保護者に対する交通安全情報の周知に努めます。

(府中市、府中警察署)

重点①子ども

図 5-1 幼児交通安全教室の開催状況



##### (イ) 小学校における交通安全教育

小学校では、安全な道路の歩行と横断、自転車の安全利用と点検整備、交通ルールの理解など、安全に行動するための判断力の育成を目的として、警察署と連携し、参加・体験型交通安全教室の充実を図るほか、学級活動等の時間において、警察職員が校内放送等を使用して「横断 SAFETY ACTION<sup>6</sup>」などのワンポイント指導を実施します。

また、小学生の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中など実際の場面において、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう、保護者を対象とした交通安全教室を開催します。

(府中市、府中警察署)

<sup>6</sup> 警視庁では、横断する歩行者に対して、「顔を車両の方向に向ける」、「手を出して又は挙げて車両に合図する」、「安全な場所で足を一步踏み出す」、「これらのアクションを組み合わせる」といった交通安全行動を「横断 SAFETY ACTION」として推奨しています。

(ウ) 中学校における交通安全教育

中学校では、小学校における既習事項を、発達段階に応じて確実に身に付けることができるようにするとともに、交通事情や交通法規、応急処置等に関する基本的事項の理解を深めるために、警察署・消防署等と連携し、参加・体験的な活動を取り入れた交通安全教育の充実を図っていきます。

また、参加・体験型の交通安全教室（スケアード・ストレイト方式<sup>7</sup>等）を実施し、交通事故の疑似体験を通じ、交通ルールやマナーの遵守の重要性を認識させ、自転車等の安全利用を図ります。

（府中市、府中警察署、府中消防署）

図 5-2 スケアード・ストレイトの実施状況



(イ) 参加・体験型交通安全教育等の充実

警察署と協力して、幼稚園、小学校を対象に DVD 等を用いた視聴覚教育の体験を通じ、交通ルールやマナーなどが幼児・児童に分かりやすく、心に残る交通安全教育を推進します。

また、新入学の児童に黄色のランドセルカバーを配布することで、交通安全の意識を促すとともに、新入学児童・保護者向け交通安全小冊子「よいこのこうつうあんぜん」を作成、配布し、通学時等における交通安全への習慣付けを図ります。

（府中交通安全協会）

<sup>7</sup> 「スケアード・ストレイト」とは、「恐怖の直視」を意味しており、交通事故の疑似体験を通じ、交通ルールやマナーの遵守の重要性を認識させ、自転車等の安全利用を図るものです。

## イ 高齢者に対する交通安全教育

重点②高齢者

### (7) シニアクラブ等における交通安全教育

- a シニアクラブ等の社会参加活動の場や、市内 11 か所の「ほっとサロン」やゲートボール場など、高齢者が多数集まる場所において、加齢に伴う身体機能の変化、高齢者の事故発生実態等を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、夜間における交通事故を防止するため反射材用品の普及・活用の促進を図ります。
- b 高齢者の生活サイクルの中で利用頻度の高い場所（駅、医療機関・福祉施設、商業施設等）における反射材の直接貼付活動及びそれに付随するワンポイントアドバイスを推進して、一人でも多くの高齢者に対する啓発活動と反射材の普及を図ります。

（府中市、府中警察署）

### (4) 普及啓発活動の推進

関係団体等と連携し、春・秋の全国交通安全運動等、各種交通安全キャンペーンを実施するとともに、ポスターの掲示、リーフレットの配布、街頭ビジョンへの交通安全啓発映像の放映等を実施し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。

（府中市、府中警察署）

### (7) 参加・体験型交通安全教育等の充実

警察署と協力し、高齢者の交通事故防止を図るため、歩行者横断トレーナー、身体機能の変化を体験する高齢者疑似体験セットや俊敏性測定器等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

また、高齢者・家族向け交通安全小冊子「安全毎日」を作成・配布し、交通事故発生が多い高齢者の歩行中、自転車乗用時における交通安全意識の普及啓発を行います。

（府中交通安全協会）

### (4) 高齢者支援施策等の推進

高齢者が関わる交通事故の減少を図るため、各種広報媒体を活用した運転免許自主返納制度の普及や、運転経歴証明書を提示することによる優待制度に関する広報啓発に努め、高齢者の運転免許自主返納を促進します。

また、運転免許証を自主返納した高齢者に対し、市独自の取組等により支援を行うなど、運転免許自主返納後の高齢者に対する支援を推進します。

（府中市、府中警察署）

## ウ 運転者に対する交通安全教育

重点③社会人

地域、職域等における運転者講習会を積極的に開催するとともに、交通関係団体と連携し、効率的な交通安全教育を推進します。

企業内で運転者教育に携わる安全運転管理者等が専門的な知識・技能を修得するため、研修を奨励し、実践的な運転者教育を推進します。

交通情勢の変化、加齢に伴う身体機能の変化及び運転技能の変化等に対応して、必要な技能と知識を習得することが求められるため、免許取得後の交通安全教育の充実を図ります。

また、運転に自信がなくなったなどの理由から、免許が不要となった方に対して、運転免許の返納及び運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、高齢運転者及びその家族からの相談に適切に対応します。

(府中市、府中警察署)

## エ 横断歩行者の安全確保に関する教育

重点④歩行者

あらゆる機会を通じて、運転者に対して横断歩道手前の減速義務や横断歩道における歩行者優先等の交通ルールについて、再徹底を図るための交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のある所ではその信号に従うことなど、交通ルールの周知を図ります。さらに、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けることなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

(府中市、府中警察署)

## オ 自転車利用者に対する交通安全教育

重点①子ども

重点②高齢者

重点③社会人

重点⑤自転車

- (7) 小学校等と連携し、小学生に対して基本的な交通ルールの浸透を目的とした自転車安全教育の充実を図るほか、小学生3年生を対象として、自転車の安全な乗り方や交通ルール・マナーについての講義と実技を行う自転車実技教室を実施するとともに、保護者に対しても、自転車通行ルールの遵守についての広報啓発を推進します。
- (8) 自転車競技大会の参加者へ自転車免許証を交付する等、学習意欲を高める手法を用いた安全教室を推進します。
- (9) 各年代(中学・高校生、大学生、社会人)の利用者に対して、自転車が関与した具体的な事故の発生状況や特徴、自転車通行ルールに違反した者に対する刑事上の責任、民事上の損害賠償責任等の内容を中心とした教育を行うとともに、スケアード・ストレイト方式を用いた自転車安全教育などを推進



し、ルール違反によってどのような危険が生じるかを体験させることで、安全意識の高揚を図ります。

- (e) 高齢者に対して交通安全教室等への参加を積極的に求め、加齢による身体機能低下の自覚を促すとともに、自転車に関する知識・技能の定着を図ります。
- (f) 交通ルールを守らない自転車利用者に対する、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカード等を活用した街頭活動を強化するとともに、信号無視、一時不停止等悪質・危険な違反に対しては交通切符による取締りを実施します。
- (g) 警察署等と連携し、春・秋の全国交通安全運動等の機会を活用し、街頭における効果的な啓発・指導を行います。

(府中市、府中警察署)

図 5-3 交通安全啓発イベントにおける啓発状況



- (k) 府中市自転車の安全利用に関する条例に基づき、自転車利用者による自転車の適切な点検整備が推進されるよう、自転車安全整備店等の関係団体と連携し、普及啓発を図ります。

(府中市、府中警察署)

- (l) 府中警察署、府中交通安全協会と連携し、「小学生・高齢者自転車競技大会」の開催を通じて、自転車の正しい乗り方と基本的な交通ルール・マナーを周知します。

(府中市)

## カ 二輪車運転者に対する交通安全教育

重点③社会人

都内の全交通死亡事故死者数に占める二輪車乗車中の死者の割合は、全国平均よりも高くなっているため、二輪車の交通事故防止を目的として、基本走行・法規走行主体の二輪車実技教室や、関係機関・団体と連携した二輪車実技講習を始めとした参加・体験・実践型の交通安全教室を積極的に実施し、安全運転技術の向上と安全意識の高揚を図ります。

また、オートバイ販売店等において、警察職員が来店するライダー等に対し、二輪車交通事故死者の致命傷部位は、頭部及び胸・腹部が高い割合であることを周知するとともに、ヘルメットの顎ひもの確実な結着や胸部プロテクター着用の有効性に関する指導を行い、被害軽減対策の知識啓発活動により、二輪車運転者の重大交通事故抑止対策に努めます。

(府中警察署)

二輪車の交通事故を防止するため、警視庁、二輪車関係団体と連携し、二輪車運転者の安全運転意識の高揚と安全運転技能向上のための二輪車実技講習会等を開催するとともに、二輪車安全運転指導員の養成及び研修会を実施します。

(府中交通安全協会)

## (2) 地域における交通安全意識の高揚

### ア 地域の交通安全組織の拡大と育成

重点①子ども

重点②高齢者

重点③社会人

交通ボランティア活動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を通じて規範意識の向上とともに、地域社会のきずなの強化に資することから、

- ・ 交通ボランティアの効果的運用と活動内容の充実強化
- ・ 学校、事業所、自治会等との連携による若い世代の参加促進
- ・ 府中市との連携による財政基盤の充実

などにより、交通ボランティア組織の拡大と活動の活性化を図ります。

(府中市、府中警察署、府中交通安全協会)

### イ 地域や家庭における交通安全教育等の推進

#### (7) 地域

重点①子ども

重点②高齢者

重点③社会人

地域においては、自治会・シニアクラブ等を単位とした各種講習会を実施するほか、府中交通安全協会等交通関係団体の活性化と指導者の育成を図り、交通安全教育が的確に行われるよう計画的な運用に努めます。

(府中市、府中警察署)

警察署、府中市、自治会、団体、事業所等と連携し、地域事情に対応した交通安全教育、交通安全活動の推進に努めます。

(府中交通安全協会)

a 子どもの交通安全対策

「東京交通少年団BAGS（バッグス）<sup>8</sup>」への加入を促進し、組織拡大を図るとともに、団員に対する交通安全教育、活動上の助言、指導及び研修を積極的に行い、団体活動を通じて交通安全意識の普及浸透を図ります。

府中交通安全協会等の拡充促進と積極的な活動の支援により、子どもに対する交通安全意識の高揚を図ります。

小学校等と連携を図り、通学路等における交通安全対策を推進します。

（府中警察署）

警視庁及び関係団体等と連携し、子ども主体の交通ボランティア団体である「東京交通少年団BAGS（バッグス）」への入団を促進するとともに、表彰、活動内容の広報及び情報発信、指導員・リーダー団員に対する研修会などを実施し、交通安全活動、ボランティア活動等の充実拡大を進めます。

（府中交通安全協会）

b 若年層の交通安全対策

高校生は、自動車等の運転免許取得可能年齢に達し、交通社会の一員として責任を持った交通行動が求められることから、学校側に働きかけを行い、交通ルール等の交通安全情報等の情報共有により、交通安全教育の促進に努めます。

（府中警察署）

c 高齢者の交通安全対策

警察職員や高齢者交通指導員等のボランティアが高齢者宅を訪問し、個別に交通安全教育を行うほか、交差点等における高齢歩行者の保護誘導活動や高齢の自転車利用者に対する指導啓発活動を推進します。

（府中警察署）

d 自転車利用者の交通安全対策

交通安全教育を受ける機会が少ない層を主な対象として、市内大規模商業施設等における交通事故防止のワンポイントアドバイスを交えた啓発用チラシの配布などにより、自転車の走行ルール・マナーの向上や自転車安全利用条例の周知に向けた広報啓発活動を推進します。

（府中警察署）

警察署と協力し、街頭における「自転車ストップ作戦」や「自転車実技教室」等を通じて、傘差し運転や携帯電話使用の禁止、乗車用ヘルメットの着用等、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの周知を図ります。

---

<sup>8</sup> 地域に所在する交通安全協会の組織の一部として、子どもたちの健全な育成を目指して構成されている組織です。警察官などの指導で、街中におけるボランティア活動や交通安全活動、レクリエーションを始めとする幅広い活動を行っています。



また、「自転車安全利用TOKYOキャンペーン」等を通じて、自転車の安全利用と自転車保険への加入を普及促進するほか、都、警視庁と連携し、自転車安全利用PRサポーターである「東京交通少年団BAGS（バッグス）」による自転車安全利用の普及啓発活動を推進します。

(府中交通安全協会)

#### (4) 家庭

家庭においては、保護者が中心となって交通の身近な話題を取り上げ、家庭で交通安全について話し合いが行われるよう、府中交通安全協会等の組織を通じて情報の提供を行い、交通ルールの普及啓発を図ります。

(府中警察署)

「全国交通安全運動（春・秋）」の重点項目等、運動の取組について広く市民に周知するため、年2回、家庭用回覧チラシを作成し、自治会等の協力を得て、各家庭に回覧します。

(府中交通安全協会)

### ウ 地域ぐるみの交通安全運動の推進

#### (7) 交通安全運動の実施

重点④歩行者

重点⑤自転車

重点⑥市道・幹線道路

「全国交通安全運動（春・秋）」、「TOKYO交通安全キャンペーン」等では、広く市民に交通安全思想の普及浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図り、「安全で快適な交通社会」の実現に資することを目的として、

- ・ 規範意識向上を図るための効果的な交通街頭活動及び交通違反の指導取締りの徹底
- ・ 広報啓発活動及び交通安全教育の推進
- ・ 関係機関・団体等との連携の強化

など、市内の実態に即した地域・職域ぐるみの交通安全運動を効果的に推進します。

(府中市、府中警察署)

「全国交通安全運動（春・秋）」及び「TOKYO交通安全キャンペーン」において、府中市、警察署及び関係機関等と連携して重点に沿った各種キャンペーン等を実施し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践等、交通安全思想の普及浸透に努めます。

(府中交通安全協会)

### (3) 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

#### ア 多様な広報媒体による広報活動の充実

重点①子ども

重点②高齢者

重点③社会人

広く市民に交通安全思想の普及浸透を図り、交通安全行動の実践を定着させるため、広報ふちゅう、ホームページやSNS等の各種媒体を始め、視聴覚教材、街頭ビジョン、デジタルサイネージ、ポスター、チラシ等の広報媒体を活用するとともに、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、年齢層や事故状況に応じた、きめ細かく効果的な広報活動を推進します。

(府中市、府中警察署)

交通安全のための機関紙やパンフレット、小冊子等の発行、ホームページ及び啓発品の配布等による広報を通じて、各種交通安全キャンペーンや交通事故の発生状況、交通安全行事・活動等の情報提供を行い、交通安全思想の普及浸透に努めます。

(府中交通安全協会)

#### イ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

重点⑦飲酒運転

飲酒運転の危険性や飲酒運転に起因する交通事故の実態を周知するため、各種メディアを活用した広報啓発を推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類提供飲食店等と連携して「ハンドルキーパー運動<sup>9</sup>」の普及浸透に努めるなど、飲酒運転を許さない社会環境づくりに取り組み、飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立を図ります。

また、飲酒運転を根絶するため、関係機関、民間団体、企業等と連携した「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」を始め、「全国交通安全運動(春・秋)」、「TOKYO交通安全キャンペーン」などを通じて取組を推進し、飲酒運転の危険性や飲酒運転に起因する交通事故の実態を周知するなど、飲酒運転をさせない気運を醸成し、飲酒運転の根絶を目指します。

(府中市、府中警察署)

各種交通安全講習会や街頭キャンペーン等を通じて「飲酒運転の根絶」に向けた取組を継続して進めるとともに、警視庁、府中市、酒類提供飲食店等と連携し、「ハンドルキーパー運動」の浸透に努めます。

(府中交通安全協会)

<sup>9</sup>自動車を使ってグループで酒類提供飲食店に行く場合、グループ内で酒を飲まず、他の者を安全に自宅まで送る者(ハンドルキーパー)を決め、飲酒運転を根絶しようという運動です。

## ウ 交通安全コンクール等を通じた啓発活動の推進

重点①子ども

作文や標語、ポスター等の作品を作ることを通して、交通安全への意識の醸成を図るため、交通安全コンクールを開催します。また、全国交通安全運動の一環として、コンクールの受賞者や、日頃から交通安全に尽力されている個人や団体を対象に表彰を行います。

(府中市)

図 5-4 交通安全表彰式の実施状況



## エ 自転車利用者のルール、マナー向上のための啓発活動の推進

重点①子ども

重点②高齢者

重点③社会人

重点⑤自転車

### (7) 小学生・高齢者自転車競技大会

自転車のルールや安全な乗り方を競技形式で身に付けることを目的として、府中警察署、府中交通安全協会との共催で、小学生・高齢者自転車競技大会を開催します。

(府中市、府中警察署、府中交通安全協会)

図 5-5 小学生・高齢者自転車競技大会の開催状況



(イ) 多摩川かぜのみちマナーアップキャンペーン

自転車利用者に対し、歩行者優先等の注意喚起することを目的に、多摩川かぜのみちを通行する自転車に対して、ルールやマナーの徹底を図る「多摩川かぜのみちマナーアップキャンペーン」を実施します。

(府中市)

図 5-6 多摩川かぜのみちマナーアップキャンペーンの開催状況



オ 運転中の携帯電話等の不使用の徹底

運転中に携帯電話等を使用することは、重大な事故につながり得る極めて危険な行為であることから、運転者等に対し、引き続き広報啓発を推進し、その不使用の徹底を図ります。

(府中市、府中警察署)

## カ 電動キックボードを始めとする低速・小型の電動モビリティの利用者等に対する啓発活動の推進

電動キックボード等の利用者等に対しては、各種街頭活動を通じて交通ルールの周知やマナー向上を呼び掛けるなど、広報啓発活動を推進します。

(府中市、府中警察署)

### 【参考】電動キックボードについて

電動キックボードは、道路交通法上の「車両」に該当し、電動式モーターの定格出力に応じた車両区分に分類されます。電動式モーターの定格出力が0.60キロワット以下の電動キックボードは、道路交通法上の原動機付自転車（道路運送車両法上の第一種原動機付自転車）に該当します。定格出力が0.60キロワットを超える場合は、その出力に応じて、道路交通法上の普通自動二輪車などに該当します。

このことから、次のことが義務付けられています。

- ・ 道路交通法の車両区分に応じた運転免許が必要であること。
- ・ ヘルメットの着用や車両区分に応じた通行方法に従う必要があること。
- ・ 制動装置、前照灯、後写鏡等を備えていること。
- ・ 自賠責保険（共済）の契約をしていること。
- ・ 標識（ナンバープレート）を取り付けていること。

(出典：警視庁ホームページ)



## 2 道路交通環境の整備

### (1) 安全安心な生活道路の構築

#### ア 安全で快適な歩行空間の確保

重点④歩行者 重点⑥市道・幹線道路

歩行者等を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道の未整備区間や幅員の狭い区間において、歩道の整備を進めます。

歩道の整備に当たっては、平成 18 年から施行されている「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」といいます。)、平成 21 年に改正された「東京都福祉のまちづくり条例」及び「府中市福祉のまちづくり条例」を踏まえ、車椅子がすれ違うことができる 2 メートル以上の幅員確保や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリーに対応し、高齢者や障害者を含む誰もが安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

(北多摩南部建設事務所、府中市)

#### イ 生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進

重点①子ども 重点④歩行者 重点⑥市道・幹線道路

##### (7) 生活道路における交通事故防止対策の推進

生活道路における歩行者及び自転車利用者の交通事故を防止するため、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制等を実施するゾーン 30 の整備を進めるほか、道路管理者に対してガードレール等の設置やカラー舗装の整備を要請するなど、道路利用者である歩行者及び自転車利用者の視点に立った各種交通事故防止対策を推進します。

(府中警察署)

生活道路の交通事故を未然に防ぐため、道路反射鏡などの交通安全施設を適切に設置するとともに、ハンプ、狭さく、クランクといった物理的デバイス<sup>10</sup>の設置による交通安全対策を推進します。

(府中市)

<sup>10</sup> 物理的デバイスは、30 キロメートル毎時を超えて走行する車両の運転手に不快感を与え、速度や抜け道利用を抑制する、構造物を用いた対策です。対策の詳細は次のとおりです。ハンプ：車道に設置した凸型路面。狭さく：自動車の通行部分の幅を狭くする道路構造。クランク：自動車の通行部分をジグザクにして蛇行させる道路構造。

【参考】ゾーン30 プラス

最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30 プラス」として設定する取組が全国各地で進められています。「ゾーン30 プラス」では、道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等の合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を目指します。

図 5-7 ゾーン30 プラスの概要



(出典：警察庁ホームページ)

(i) 通学路等における交通安全の確保

通学路や、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援します。また、緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、保育所等の対象施設や、教育委員会、交通管理者、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

(北多摩南部建設事務所、府中市、府中警察署)



## (2) 道路の整備による交通安全対策の推進

### ア 道路の整備

重点④歩行者

重点⑤自転車

重点⑥市道・幹線道路

細街路に入り込む通過交通を排除し、歩行者及び自転車利用者の事故を減少させるため、幹線道路の整備を進めます。

#### (7) 骨格幹線道路の整備

都市の骨格を形成する幹線道路の整備のため、4車線以上の道路と、区部外周部・多摩地域の2車線の都市計画道路を中心とした幹線道路を整備します。併せてバリアフリー化した幅広い歩道を整備し、歩行者及び自転車の一層の安全確保を進めます。

(北多摩南部建設事務所)

#### (8) 地域幹線道路の整備

住宅地への通過交通の侵入を防ぎ、住環境を向上させるとともに、快適で安全な歩行空間を確保するため、市街地の街並みを構成する広い歩道と、緑のある2車線の都市計画道路を中心として、道路を整備します。

(北多摩南部建設事務所)

#### (9) 市道の整備

市内の交通安全確保、交通の利便性向上、防災機能の強化等を図るため、都市計画道路事業の推進や、状況に応じた既存道路の改良を目指すとともに、舗装、街路樹等の適正な維持管理に努めます。

(府中市)

### イ 交差点の改良

重点④歩行者

重点⑥市道・幹線道路

交差点における左折車の走行速度の低減や、信号の変わり目における出会い頭の事故等を防止するため、交差点巻き込み部の張り出しや横断歩道及び停止線の前出しによる交差点のコンパクト化を行います。また、右左折車両と横断歩行者の事故を防止するため、交差点付近の視認性確保について道路管理者と連携を図りながら進めます。

(府中警察署、府中市)

### ウ 「第3次交差点すいすいプラン」の推進

重点④歩行者

重点⑥市道・幹線道路

多摩地域を中心に、道路幅員が狭い片側一車線の交差点において、右折待ち車両が支障となって発生する渋滞を緩和するため、交差点直近の比較的短い区間の土地を取得し、右折車線等の設置を行います。併せて交差点付近の歩道も整備することで、歩行者の安全確保についても取り組んでいきます。(事業期間：令和6年度まで)

(北多摩南部建設事務所)

### (3) 交通安全施設等整備事業の推進

#### ア 横断歩道橋のバリアフリー化

重点②高齢者

重点⑥市道・幹線道路

高齢者や障害者等の移動等の円滑化を検討できる箇所、原則として、他の横断施設が近傍になく、スロープやエレベーターの設置空間を確保できるなど、構造基準を満たす箇所において、バリアフリー法などにに基づき、必要に応じた整備に努めます。

(北多摩南部建設事務所、府中市)

#### イ 防護柵の整備

重点④歩行者

重点⑥市道・幹線道路

歩行者の横断歩道以外の場所での車道横断の抑止と、車両の路外等への逸脱防止を図ることにより、歩行者の安全を確保するとともに、乗員の傷害や車両の損傷を最小限にとどめるため、植栽帯を含めた道路の幅員構成などを踏まえ、必要に応じた防護柵の整備に努めます。

(北多摩南部建設事務所、府中市)

#### ウ その他の交通安全施設等の整備

重点④歩行者

重点⑥市道・幹線道路

道路交通の安全と円滑化を図るため、交通管理者と調整の上、見通しの悪い曲線道路等の改良、中央帯の設置のほか、区画線、道路反射鏡、視線誘導標、すべり止め舗装などの交通安全施設を整備します。

(北多摩南部建設事務所、府中市)

市道における交通事故防止のために、カラー舗装等を設置し、視覚的に注意を促すことで、速度の抑制や歩行空間の確保を図ります。

(府中市)

図 5-8 路面表示等による対策例



カラー舗装



自転車ナビマーク



区画線及び路側帯カラー舗装

## エ 事故多発箇所等における交通安全施設の整備

重点⑥市道・幹線道路

交通事故が多発する箇所や危険性の高い箇所など、交通安全施設等の整備が必要と認められる箇所について、府中警察署と道路管理者が連携して対策を実施します。

(北多摩南部建設事務所、府中市、府中警察署)

## オ 交通環境のバリアフリー化

重点②高齢者

重点⑥市道・幹線道路

バリアフリー法に基づく交通安全特定事業<sup>11</sup>を推進し、旅客施設や官公庁施設等の生活関連施設間の移動の円滑化を図ります。

また、これまで市や自治会関係団体等と連携し、視覚障害者用音響式信号機の稼働時間の延長を行ってきた経緯を踏まえつつ、引き続き、高齢者、障害者等の安全安心な歩行を確保するために、視覚障害者用音響式信号機等の整備を推進していきます。

(府中警察署)

---

<sup>11</sup> 高齢者、障害者等が旅客施設や官公庁施設等の生活関連施設間を移動する際の利便性及び安全性を高めるために実施する信号機の改良、道路標識・標示の整備、違法駐車行為の防止等を推進する事業です。

#### (4) 交通実態に即した交通規制の実施

##### ア 路線対策

重点⑥市道・幹線道路

幹線・準幹線道路等の交通の安全と円滑を図るため、交通実態に即して最高速度規制、駐車禁止規制等の交通規制を見直し、信号調整等の交通事故防止対策、渋滞緩和対策を総合的に実施します。

(府中警察署)

##### イ 生活道路

重点①子ども

重点④歩行者

重点⑥市道・幹線道路

幹線・準幹線道路等の交通渋滞を避けて、通過車両が生活道路などの狭い道路に集中し、児童の通学等に危険を及ぼしている箇所等においては、ゾーン30の整備、通行禁止規制や一時停止等必要な交通規制を実施します。

(府中警察署)

##### ウ 高齢者対策

重点②高齢者

重点⑥市道・幹線道路

高齢歩行者や高齢運転者の立場から、道路標識をより見やすくするために、必要に応じて大型化等を図るとともに、各種交通規制を見直し、高齢運転者等にも分かりやすい交通規制を実施します。

(府中警察署)

##### エ 自転車対策

重点⑤自転車

重点⑥市道・幹線道路

良好な自転車交通秩序の実現に向け、特に歩行者保護を重視した自転車を当事者とする交通事故を防止するため、地域の実情を勘案しながら、歩道の自転車通行可の規制見直しを検討するなど、自転車が安全に通行できる環境整備に努めます。

(府中警察署)

##### オ 二輪車対策

重点⑥市道・幹線道路

幹線・準幹線道路等の二輪車の交通事故を防止するため、二輪車の交通量が多い交差点等においては、必要に応じて原動機付自転車の右折方法（二段階・小回り）や進路変更禁止、進行方向別通行区分等の交通規制を実施します。

(府中警察署)



## (5) 自転車利用環境の総合的整備

### ア 自転車通行空間の整備

重点⑤自転車

歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、地域の道路事情に応じた整備形態により自転車通行空間の整備を進めます。

また、市内の自転車利用の特徴を踏まえ、国や都、周辺自治体と連携し、自転車通行空間の都内全域でのネットワーク化に取り組んでいきます。

(北多摩南部建設事務所、府中市)

自転車交通の整序化と自動車運転者の自転車保護意識の醸成を図るため、自転車交通が多い道路や自転車通行空間が確保できない道路を対象に、自転車ナビマーク等を設置し、自転車ネットワークの形成を視野に入れた自転車通行環境の整備を推進します。

(府中市、府中警察署)

### イ 自転車駐車場の整備

重点⑤自転車

自転車の利便性の向上のため、利用者の増加が見込まれる電動アシスト付自転車等、大型車の優先の思いやりスペースを拡充するとともに、施設改修の際には、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい施設を目指します。

(府中市)

## (6) 公共交通機関利用の促進

市内の交通不便地域の解消を行うとともに、公共施設への接続、高齢者や障害者の社会参加の促進等、市民生活の利便を図ることなどを目的に、コミュニティバス「ちゅうバス」を運行しています。

また、策定中の地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指すとともに、公共交通利用促進のための施策を実施します。

(府中市)

図 5-9 府中市コミュニティバス「ちゅうバス」



## (7) 踏切の交通安全

### ア 踏切対策の促進

市内には、J R 武蔵野線、J R 南武線、京王電鉄京王線、西武鉄道多摩川線が乗り入れており、J R 武蔵野線を除き、路線をまたぐ道路には、踏切が設置されています。過去には、死亡事故が発生した踏切もあることから、国、都、鉄道事業者等と連携し、踏切対策に取り組んでいきます。

(府中市)

### イ その他踏切道の安全を図るための措置

関係機関及び鉄道事業者並びに道路管理者との安全対策会議など、踏切道における安全対策についての情報を共有するとともに、鉄道事業者等と合同による安全点検に努めます。

(府中警察署)

### 3 道路交通秩序の維持

#### (1) 指導取締りの強化

##### ア 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進

重点⑥市道・幹線道路

重点⑦飲酒運転

交通事故実態等の緻密な分析に基づき、飲酒運転、無免許運転、速度超過や信号無視、横断歩行者妨害等の交差点違反等重大交通事故の直接又は主要な原因となっている違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

また、飲酒運転、無免許運転、又はこれらに起因する交通事故事件を検挙した際は、運転者の捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底し、酒類若しくは自動車等の提供罪、同乗罪等のほか、教唆・ほう助行為等の確実な立件に努めます。

(府中警察署)

##### イ 携帯電話使用等の取締りの推進

近年、携帯電話やスマートフォンの画像を注視していたことに起因する交通事故が増加傾向にあることを踏まえ、携帯電話使用等に対する罰則を引き上げる改正法が令和元年12月1日に施行されました。携帯電話使用等は、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、指導取締りを推進します。

(府中警察署)

##### ウ 二輪車対策の推進

二輪車の死亡・重傷事故が多発している路線を重点に、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反（速度超過、進路変更、割り込み等）の指導取締りを強力に実施するとともに、軽微な違反者等に対しても積極的な指導警告を実施するなど、安全運転意識の高揚を図ります。

(府中警察署)

##### エ 自転車利用者対策の推進

重点⑤自転車

自転車利用者による交通事故を防止するため、自転車対策重点地区を指定し、交通ルール・マナーを守らない自転車利用者に対しては、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を重点的に行います。

また、悪質・危険な違反者に対しては、自転車講習制度の適用を視野に入れ、指導取締りを推進します。

(府中警察署)

## オ 通学路等における指導取締り

重点①子ども

通学路等における子どもの安全を確保するため、警察署で重点通学路の登下校時間帯等を勘案し、通行禁止違反や横断歩行者妨害等の交通違反の指導取締りを推進します。

(府中警察署)

## (2) 駐車秩序の確立

### ア 違法駐車の重点的な取締り

違法駐車の実態に応じ、重点的に取締りを行う場所や時間帯などを定めた「取締り活動ガイドライン」を中心とする指導取締りを強化するとともに、悪質性の高い違反に対しては、移動措置を含む取締りを推進し、良好な駐車秩序の確立に努めます。

(府中警察署)

### イ 放置自転車対策の推進

重点⑤自転車

自治会、商店会等で組織された自転車対策会議を中心に、府中警察署、府中交通安全協会等の協力の下、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施し、自転車利用者に対して自転車の放置防止と自転車駐車場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐車秩序の確立を図ります。

また、本市では、府中競馬正門前駅を除く13か所の駅周辺に自転車誘導整理員を配置し、自転車駐車場への誘導、放置自転車の撤去、移動を実施するとともに、撤去した自転車を保管し、返還するため、2か所の自転車保管所（矢崎町、八幡町）を設営しています。

(府中市、府中警察署)



## 4 救助・救急体制の整備・充実

交通事故に起因する負傷者の救命効果の向上を図るため、救急医療機関等との連携を強化し、交通救助・救急活動体制の更なる充実を図るとともに、現場におけるバイスタンダー<sup>12</sup>による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（以下「AED<sup>13</sup>」といいます。）を含めた応急手当等の普及啓発を積極的に推進します。

### (1) 交通救助・救護体制の充実・強化

救助工作車やポンプ車等に積載する救助用資器材やAED等の応急処置資器材を充実するなど、交通救助・救護体制を強化します。

（府中消防署）

### (2) 市民に対する応急手当の普及啓発

救急蘇生法の新たな普及指針に対応した講習を推進するため、訓練用人形、AEDトレーナー等の資器材を整備するとともに、最新のガイドラインの内容を反映した応急手当普及用リーフレット及びポスター作成等を行い、積極的に応急手当の普及啓発を行います。

（府中消防署）

### (3) 「#7119」東京消防庁救急相談センターの利用促進及び運営体制の強化

真に救急車を必要とする市民に対して、適切かつ効果的に救急隊が対応できる体制を構築するため、市民の相談に応じて緊急受診の要否や適応する診療科目等について医師の助言を受けてアドバイスを行うとともに、医療機関案内等を行う「#7119」東京消防庁救急相談センターの利用を促進します。

（府中消防署）

<sup>12</sup> けが人や急病人が発生した場合、その場に居合わせた人のことを言います。

<sup>13</sup> Automated External Defibrillator の頭文字をとったもので、日本語訳は自動体外式除細動器と言います。心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

## 5 被害者の支援

---

### (1) 交通事故相談業務の実施

交通事故に関連する様々な相談に応じるため、市役所において交通事故相談日を設け、弁護士が相談を行います。

(府中市)

### (2) 自動車・自転車損害賠償責任保険等への加入促進

#### ア 交通災害共済への加入促進

交通事故に遭い、治療を受けた会員の方に、その会費の中から見舞金を支払う交通災害共済（ちょこっと共済）への加入を促進します。

(府中市)

#### イ 自転車損害賠償保険等への加入促進

重点⑤自転車

自転車事故の状況や国、都の動向を踏まえ、府中市自転車の安全利用に関する条例を改正し、令和2年4月1日から自転車損害賠償保険等の加入を自転車利用者、未成年者の保護者、自転車使用事業者、自転車貸付業者に対して義務付けました。自転車対歩行者など自転車利用者が加害者となった交通事故において、高額の賠償責任を負う事例が発生していることを踏まえ、改正した条例等に基づき、保険事業者による自転車損害賠償保険等の普及を進めるとともに、自転車利用者や業務で自転車を使用する事業者による自転車損害賠償保険等への加入を促進します。

(府中市)

## 6 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保

---

### (1) 災害に強い交通施設等の整備

#### ア 道路橋りょう等の耐震性の強化

人の移動や物流を円滑にする道路ネットワークは、一たび災害や事故が発生することでその機能を失った場合、人命や社会経済に及ぼす影響は甚大であり、いかに機能を保持し管理していくかが重要です。

そのため、府中市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、維持管理費用の縮減や平準化、橋りょうの長寿命化を図るとともに、必要に応じて適切な対策をすべく事業計画を定め実行していきます。

(府中市)

#### イ 災害に備えた道路ネットワークの構築

都市計画道路の整備、定期的な維持管理によって、災害に強い道路ネットワークを構築します。

(北多摩南部建設事務所、府中市)

### (2) 災害時の交通安全確保

#### ア 大規模事故時等の交通規制の実施

大規模事故時等には、社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されるため、事故現場及び周辺地区において、必要な範囲・路線の交通規制、交通整理を行います。

(府中警察署)

#### イ 災害への備えに関する広報啓発

大震災発生時における交通規制計画に基づいて、市内では、甲州街道が緊急自動車専用路として指定されるほか、東八道路、小金井街道、新小金井街道、府中街道、鎌倉街道のいずれかの路線が緊急交通路として指定された場合には、「緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止されること」や「環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止すること」のほか、「緊急自動車専用路等を通行中の自動車は、速やかに道路外の場所又は他の道路に移動すること」等について、チラシやポスター、広報用DVD、警視庁ホームページ等の広告媒体を活用し、交通規制の広報啓発活動に取り組みます。

(府中警察署)

## 第6章 計画の推進

### (1) 市民

悲惨な交通事故を無くしていくためには、市民一人一人が交通ルールを遵守し、適切なマナーを実践する必要があります。市民の皆様には、家庭、学校、職場、地域等のそれぞれにおいて、交通安全に関する自助、共助の取組を行うとともに、運転者や歩行者等それぞれの立場から、交通安全について考え、行動していくことが期待されます。

### (2) 行政機関

計画の趣旨及び計画に定める施策を踏まえ、各地域の交通情勢や住民の生活に対応したきめ細かい事業を実施するとともに、事業の実施に当たっては、交通安全対策審議会を中心に、事業者、交通関係団体等と連携、協力をしながら、総合的かつ一体的な交通安全対策を推進します。

### (3) 事業者、交通関係団体、ボランティア等

事業者は、安全運転管理者、運行管理者等を通じて、従業員に対する交通安全教育を推進するなど、安全な運転等を確保するために必要な措置を講じます。

交通関係団体や交通安全に関わるボランティアは、各地域において、府中警察署、府中市と連携し、相互に協力しながら、効果的な交通安全活動を推進します。

### (4) 取組評価の検証

毎年開催する府中市交通安全対策審議会において、計画の進捗状況を報告し、評価、検証することで、次年度の施策展開にいかします。



## 資料編

### 1 策定経過

日付	内容
令和4年4月25日（月）	第1回交通安全対策審議会 ・議題 (1) 交通安全計画の概要 (2) 今後のスケジュールについて
令和4年5月31日（火）	第2回交通安全対策審議会 ・議題 (1) 府中市の交通安全に関する現状について (2) 府中市交通安全計画の方針や構成（案）
令和4年8月1日（月）	第3回交通安全対策審議会 ・議題 (1) 府中市交通安全計画の骨子について
令和4年10月3日（月）	第4回交通安全対策審議会 ・議題 (1) 府中市交通安全計画の素案について
令和4年10月18日（火）	第5回交通安全対策審議会 ・議題 (1) 府中市交通安全計画（案）について (2) 答申書（案）について

## 2 府中市交通安全対策審議会

### (1) 府中市交通安全対策審議会条例

昭和 37 年 4 月 1 日

条例第 13 号

改正 昭和 49 年 4 月 5 日条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、府中市における交通道德の高揚と交通安全運動の推進並びに道路環境の整備及び交通事故防止を図ることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第 2 条 前条の目的を達成するため市長の附属機関として、府中市交通安全対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ交通事故防止対策及び住宅環境区の設定に関する必要な事項を審議して答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、府中市交通安全対策審議会委員(以下「委員」という。)25 人以上をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、府中市議会の議員、関係行政機関の職員、民間団体の代表、学識経験者及び府中市の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員としての資格を失うものとする。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長の選任及び権限)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第 7 条 審議会は、市長が招集する。

(定足数及び表決)

第 8 条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(書記)

第 9 条 審議会に書記を置く。

2 書記は、市の職員のうちから、市長が任命し審議会の事務を処理する。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年 4 月 5 日条例第 15 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 府中市交通安全対策審議会委員名簿

	委員名	選出団体等
1	奥村 さち子	市議会議員
2	高津 みどり	市議会議員
3	清水 勝	市議会議員
4	竹内 祐子	市議会議員
5	増山 あすか	市議会議員
6	露木 秀幸	府中警察署 署長
	小高 博之	府中警察署 署長(R4.10.17～)
7	堀木 智浩	府中警察署 交通課長
8	立川 満	府中消防署 警防課長
	西田 隆徳	府中消防署 警防課長(R4.4.25～)
9	林 博志	東京都北多摩南部建設事務所 所長
10	増淵 達夫	府中市教育委員会 委員
11	小牧 務	府中交通安全協会 会長
	松本 政久仁	府中交通安全協会 会長(R4.5.31～)
12	川辺 初太郎	府中交通安全協会 副会長
13	荒井 俊一	府中交通安全協会 副会長
14	戸塚 実	府中防犯協会 会長
15	渡辺 たき子	府中防犯協会 副会長
16	寺田 慎吾	府中市立小中学校校長会 白糸台小学校校長
17	宮澤 賢一	府中市立小中学校PTA連合会 第四小学校PTA会長
18	須永 修	府中私立幼稚園協会 府中白百合第二幼稚園園長
19	栗原 広光	府中私立保育園園長会 よつば保育園園長
20	志水 清隆	府中市自治会連合会 会長
21	小林 明人	府中シニアクラブ連合会 広報部理事
22	古賀 明広	連合三多摩地域協議会 多摩東部第二地区協議会 議長
23	神子 信之	府中市副市長

(敬称略)





## 府中市交通安全計画

発行日 令和5年3月  
編集・発行者 府中市生活環境部地域安全対策課  
〒183-8703  
東京都府中市宮西町2丁目24番地  
電話 042(364)4111(代表)  
042(335)4147(直通)  
FAX 042(336)8674  
H P <https://www.city.fuchu.tokyo.jp>